

富士市まちづくり活動推進計画

[発行日] 平成24年3月
[発行] 富士市
[編集] 富士市役所 市民部 まちづくり課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
電話 0545-55-2887 FAX 0545-53-6663
HP <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市まちづくり活動推進計画

平成24年3月

富士市



かこぶ 増進計画

—富士市まちづくり活動推進計画—

平成24年3月

富士市

目 次

<本 編>

第1章 計画策定の背景	
第1節 地域コミュニティをめぐる動き	1
第2節 国の動き	3
第3節 東日本大震災 - 「絆」 -	4
第2章 計画策定の目的など	
第1節 計画策定の目的	6
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の策定体制	7
第4節 用語の定義	8
第3章 本市のまちづくり活動の現状と課題	
第1節 本市のまちづくり活動の現状	10
第2節 本市のまちづくり活動の課題	15
第4章 基本指針	
第1節 基本指針の内容	23
第2節 計画の視点	24
第3節 計画の体系	26
第5章 基本計画 - 具体的な方策 -	
第1節 活動実施体制	28
第2節 ひとづくり	39
第3節 活動の場・連携	43
第6章 実施計画	48

<資 料 編>

「地区別人口構成等一覧表」	1
「各地区まちづくり推進議会（会）実施事業一覧」	3
「市民ワークショップまとめ」	5
「各地区まちづくり推進議会（会）歳入項目別構成比率」	11
「各地区生涯学習推進会歳入歳出項目別構成比率」	12
「富士市まちづくり活動活性化懇話会委員名簿」	13
「富士市まちづくり活動活性化懇話会審議経過」	14
「富士市まちづくり活動活性化懇話会設置要領」	15
「富士市まちづくり活動推進計画庁内検討委員会名簿」	17
「富士市まちづくり活動推進計画庁内検討委員会検討経過」	18
「まちづくり活動推進計画庁内検討委員会設置要領」	19

はじめに

近年、少子高齢社会の到来や、核家族化の進展、人々のライフスタイルの変化などの理由から、「地域の絆」が薄まりつつあり、地域コミュニティの弱体化が危惧されております。

その一方では、福祉、環境、防災など、安全で安心なまちづくりに欠かせない幅広い分野で、公共が担うべき役割が拡大しつつあり、こうした課題に対応していくため「新しい公共」という概念が提起され、地域コミュニティにも、地域課題を主体的に解決していく役割が期待されてまいりました。



また、昨年3月11日に発生した東日本大震災では、東北太平洋沿岸を中心に甚大な被害が発生しましたが、この未曾有の災害の中で、日頃から住民同士の繋がりの強い地域コミュニティは、避難所運営などの場で大変強い力を発揮しました。

私自身も、岩手県内の被災地に赴き、自らの目で数々の避難所を訪問する中で、地域での住民同士の繋がり、「地域の絆」の重要性を改めて痛感いたしました。

本市は、全国的に見てもまちづくり活動が盛んなまちであり、これまで各地区において、数多くの住民の皆様が組織的に自主的な活動を続けてこられた歴史があります。一方で、昨今、役員のなり手不足や事業のマンネリ感、やらされ感などの課題も指摘されております。

私は、各地区において活発な活動が行われている今だからこそ、現在の課題、そして将来予想される課題を解消していくための道筋をつけ、持続可能で足腰の強い地域コミュニティづくりを進める必要があると考えました。

このようなことから、このたび、本市のまちづくり活動の更なる活性化を目指して、今後のまちづくり活動のあり方、将来像を描いていく「富士市まちづくり活動推進計画」を策定いたしました。

この計画を進めていく中で、それぞれの地区で活動する団体同士の連携を深めるとともに、地区を取り巻く現状と課題について改めて見つめ直していただき、地域コミュニティの尚一層の発展と、より活発なまちづくり活動の実現に向けて、地区住民の皆様が一体となって考えていただくきっかけとさせていただければ幸いです。

自らの課題は、自ら解決するという各地区の「地域力」の高まりは、自ずと元気で力強い富士市へと繋がってまいります。力を合わせて、『地域の力こぶ』を益々力強いものになることを期待しております。

結びに、本計画策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました富士市まちづくり活動活性化懇話会の皆様をはじめ、ご協力を賜りました多くの皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成24年3月

富士市長 鈴木 尚



力こぶ 増進計画

本編

第1章 計画策定の背景

第1節 地域コミュニティをめぐる動き

1 少子高齢社会

わが国の総人口は、平成17年度に減少に転じており、15歳未満の年少人口の割合が減少し、65歳以上の老年人口が増大して、急激に少子高齢社会が進展すると予測されています。

本市においても、第五次富士市総合計画における人口推計によると、平成23年度から人口減少に転じて、平成32年度には、年少人口の割合が12.9%、老年人口の割合が27.3%となり、急速な高齢化が進展し、3.7人に1人は65歳以上となると予測されています。

少子高齢社会の進展により、地域コミュニティを支える地区団体の役員のなり手不足や高齢化、固定化を招き、子どもを介した地域のつながりが薄れ、地域コミュニティの活動自体にも支障をきたす事態が危惧されています。

また、高齢者の介護、見守りなどの福祉分野や、子育て支援などの少子化対策の分野など、市民生活に密着した分野での課題が増大し、地域コミュニティの役割が改めて見直される要因ともなっています。

表1 本市の人口推計（年齢別構成割合）（各年度4月1日現在）

年度	総人口	構成割合（%）		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成13年	258,288	16.1	68.8	15.1
平成18年	260,366	15.1	66.6	18.3
平成22年	261,573	14.5	64.5	21.1
平成23年	261,800	14.4	64.3	21.3
平成27年	260,600	13.6	61.0	25.4
平成32年	258,000	12.9	59.8	27.3

（「第五次富士市総合計画」人口フレームより）

2 ライフスタイルの多様化

世帯構成の変化や世帯人数の減少、分譲マンション、賃貸の共同住宅の建設などの都市化の進展などを背景に、地域に暮らす住民の生活様式、ニーズが多様化し、地域での連帯意識の希薄化、地域コミュニティ活動への関心の低下を招いています。

また、住民ニーズの多様化に伴う、公共サービスの多様化、複雑化は、財政状況の悪化とあいまって、地方自治体の行政機能を圧迫しています。

表2 本市の一世帯当り人口の推移 (各年度12月末日現在)

年度	世帯数	人口	一世帯当り人口
昭和55年	62,336	226,182	3.7人
昭和60年	65,853	233,736	3.5人
平成2年	71,902	243,306	3.4人
平成7年	79,083	251,888	3.2人
平成12年	86,299	258,264	3.0人
平成17年	97,269	260,625	2.7人
平成22年	97,498	261,477	2.7人

(「富士市統計書」より)

3 「新しい公共」の役割

急激な社会情勢の変化を背景に、安全・安心で明るく豊かなまちづくりを進めていくためには、旧来の行政サービスが担ってきた役割、守備範囲での対応では、おのずと限界があり、地域住民、市民活動団体、事業者などが対等の立場で相互理解を深め、それぞれの特性を活かした的確な役割分担のもと、公共的なサービスを担っていく「新しい公共」の推進が求められています。

特に、防災、防犯などの安全・安心なまちづくりの分野や、ゴミの減量化・リサイクル活動の推進・環境に優しいエネルギーの導入などの環境分野、少子高齢化対策などの福祉分野などでは、地域コミュニティでの取組、協力が不可欠であり、それにより、大きな効果が期待できます。

地域コミュニティをめぐる社会情勢の変化を背景として、地域コミュニティの弱体化が叫ばれる一方で、住民生活に密着した公共サービスが多様化しており、地域コミュニティの担う役割に注目が集まっていることを考えると、「新しい公共」の概念の提示は、地域コミュニティの役割を改めて見つめ直すきっかけとなっています。

従来から、町内会・区などの伝統的な地縁組織は、地域での助け合い、相互扶助という形で、一定の公益的なサービスを行う役割を担ってきました。

今後は、個別の施策や事業ごとに、有効性や効率性などの観点で、改めて見直しを行い、それぞれに適した「新しい公共」の形態、地域コミュニティと行政の協働のあり方を検討していく必要があります。

また、行政との関係だけではなく、地域コミュニティと、他の「新しい公共」を担う主体（市民活動団体、事業者（企業））との連携を促進し、本市にふさわしい「新しい公共」の実現が求められています。



第2節 国の動き

① 地方分権の推進・自治体の広域化

国は、平成15年11月に地方制度調査会¹から提出された「今後の地方自治のあり方に関する答申」に基づき、基礎自治体（市町村）の規模、能力を、さらに充実強化することを目的として、基礎自治体への権限委譲を進める地方分権を推進するとともに、自治体行政の広域化を図るため、いわゆる「平成の大合併」を強力に推進してきました。

また、地方分権の推進と自治体の広域化により、行政と地域住民の距離が広がり、地域の課題や地域に暮らす人々の住民ニーズをくみ上げるシステムの構築が求められることから、住民自治の強化、行政と地域住民の連携強化などを目的として、地方自治法が改正され、「地域自治区制度」が導入されるなど、地域の課題を、地域住民が自らの課題として捉えて、解決していく、自己決定、自己責任のシステムづくりが進められています。

本市でも、平成20年11月に、旧富士川町と合併し、面積約245km²、人口約26万人となりました。合併協議の中では、各自自治体の、これまでの長い歴史と経緯の中で培われてきた、行政と地域コミュニティの関係、連携方法などについて、すり合わせを行い、地域コミュニティのあり方を改めて確認しました。

② 新しいコミュニティのあり方に関する研究会

少子高齢社会の到来や、ライフスタイルの多様化により、地域コミュニティの希薄化が指摘される一方で、地方分権の推進、自治体の広域化などの社会情勢の変化により、「新しい公共」の担い手として、地域コミュニティの役割が改めて見直されています。

国は、地域課題を掘り起こし、自らの手で課題解決を図ることができる「地域力」を備えた地域コミュニティの仕組みづくりを目的とし、「新しいコミュニティのあり方に関する研究会²」を組織し、平成21年8月に報告書をまとめています。

報告書の中で、地域における住民活動や地域協働を強化し、再構築していく地域コミュニティの新しい仕組み、モデルを提示し、必要なガバナンス³、活動資金確保、行政による支援のあり方などについて提言を行っています。

また、地域コミュニティの活性化に向けた取組は、全国の多くの自治体で取り組まれており、合併などを契機に、コミュニティ活動のシステムの統合や広域行政などの課題に対処するために、各自自治体の住民と行政が知恵を出し合い、創意工夫を重ねて、新たなコミュニティモデルの構築に挑戦しています。

- 1 地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府に設置された諮問機関。1952年に発足した第1次調査会以来、継続して設置されており、現在は第30次調査会が活動中。
- 2 総務省が、新しいコミュニティのあり方について検討を行うために、平成20年7月に設置した研究会。コミュニティをめぐる環境が変化中、様々な課題を解消し、地域の活性化や地域力の創造に繋がる、新しい地域協働の仕組みについて多角的に議論を重ね、平成21年8月に報告書を提出。
- 3 統治、統治能力；組織が自らを健全に統治すること。

第3節 東日本大震災－「絆」－

平成23年3月11日、宮城県三陸沖を震源とするマグニチュード9.0（わが国観測史上最大）、最大震度7を記録する巨大地震「東日本大震災」が発生し、特に、東北地方から関東地方の太平洋沿岸では巨大な津波と、それに伴う原子力発電所の放射性物質放出事故により甚大な被害が発生しました。

12都道県にわたる死者行方不明者約20,000人、建物全半壊は300,000棟を超え、一時的には200,000人を超える住民が避難所生活を余儀なくされました。報道等で、一瞬にして、住民の生命と財産が奪われ、暮らしを支えてきたまち全体が破壊されていく光景、自然の脅威を目の当たりにすると、人間の無力感さえを感じ、ただ呆然とするばかりです。このような大規模災害に対応するためには、政府（行政）を中心とした国全体での取組み、被災地での、行政、警察、消防、自衛隊などの国が一丸となった活動が必要であることは言うまでもありません。

ただ、こうした国を挙げての大きな取組では、被災地で暮らす人々の、肉親や親しい人を亡くした哀しみや、財産を失くし、様々な制約のある不自由な被災地での生活のすみずみまでに、きめ細かい対応をできないことも想像に難くありません。そこに、地域コミュニティの果たすべき役割と使命があるのではないのでしょうか。

同年3月15日には、隣接の富士宮市を震源とする静岡県東部地震が発生し、本市でも、建物被害等が報告されました。本市は、予測される東海地震の災害区域に属しており、住民の防災意識も高く、全市的に自主防災会が組織され、行政により、防災訓練等の防災活動への支援も、継続的に行われてきました。

今回の震災を契機に、安全・安心なまちづくりに向けた、住民の意識はさらに高まっており、被災者の救出、避難所などの避難生活支援、復興に向けたまちづくりなど、様々な局面において、地域コミュニティの果たした役割が検証され、報告されることで、今後のまちづくり活動に活かされていくことが期待されます。

災害発生時には、復興に向けて、地域住民が助け合い、支え合うことで、地域コミュニティが大きな力を発揮するはずですが、そのためには、日頃から、地域行事等を通じて、地域住民の交流を図り、「地域の絆」を深めていくことが大切であることを、改めて認識する必要があります。

海外では、今回の震災に際して、暴動や略奪などの混乱を起こさずに、冷静に対応する日本人の国民性に驚愕と賞賛の声が寄せられています。今回の危機を乗り越えていくための合言葉になっている「絆」、日本人が長い歴史の中で育んできた「家族の絆」、「地域の絆」の大切さを、見つめ直すべき時だと思われま





ちょっと一息

『3.11』東日本大震災の発生 ～「地域の絆」の大切さ～

2011年3月11日14時46分に観測史上最大規模であるマグニチュード9.0の東日本大震災が発生しました。1,000年に1度と言われるこの大地震を起因とする津波等で、東北太平洋岸を中心に大変多くの方々の尊い命が奪われました。

この地震による甚大な被害により、多くの方々が生まれ育った住まいや愛着のある地域を奪われ、避難生活を余儀なくされています。

このような中、2011年5月に、富士市長は、静岡県が支援先とした岩手県に赴き、県内1市3町の被害状況を視察しました。

滞在中に訪問した幾つかの避難所の代表者の話では、「避難者の知恵・技術・持ち寄った物資を生かし、当初からスムーズに避難所運営ができた」、「避難所の体育館では、間仕切り（目隠し）をせず、周りの人達の顔が見えたほうが安心する」などの話が聞かれ、日頃から培われた「地域の絆」の大切さが強く感じられました。

特に、大槌町吉里吉里（きりきり）地区には、日頃から行政の力を頼らない自立したコミュニティを育ててきた歴史があり、何処に誰が住んでいるかを住民同士が把握しており、顔の見える強い繋がりが出来ていました。このため、震災直後から開設された避難所の運営も、地区住民たちが力を合わせて自ら運営しており、間仕切りのダンボールも一切使われていない状況で、気心の知れた住民同士がお互いを励ましあい、元気に生活をしていました。

東海地震の発生による被害が危惧される本市においても、日頃から近所づきあいを大事にして、地域の絆を深め、今以上に地域力を高めていくことが重要ではないのでしょうか？



吉里吉里地区の避難所



第2章 計画策定の目的など

第1節 計画策定の目的

第1章の計画策定の背景を踏まえて、本市の地域コミュニティに関する市民意識と活動の状況を把握するため、これまでに、地域コミュニティに関する世論調査、市民ワークショップ⁴などを実施しました。その中で、活発なまちづくり活動が推進されている本市においても、「役員のなり手などの人材不足」「まちづくり活動のマンネリ感・やらされ感」「役員地区団体運営への戸惑い」などの課題が指摘されています。

現在、地域コミュニティの活性化、再生については、多くの自治体で取組が行われ、各々の地域事情、特色に応じ、創意工夫を重ね、新たなコミュニティモデルの構築に挑戦しています。

このような実情を踏まえ、本市での、まちづくり活動の現状と課題を整理した上で、さらなるまちづくり活動の活性化を目指した「富士市まちづくり活動推進計画」を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「第五次富士市総合計画」（平成23～32年度）を上位計画とする個別計画として位置づけ、また、本市の行政経営全般にわたり変革を進める計画である「第2次富士市行政経営プラン」（平成22～26年度）の基本方針を軸に、行政と地域コミュニティとの関わり方、協働のあり方について、基本的な指針と具体的な方策を示します。

1 第五次富士市総合計画

平成23年度を計画の初年度とする「第五次富士市総合計画」の基本構想では、めざす都市像「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」を実現するため、施策の大綱「都市経営（市民と創る新たなまち）」で、「市民と行政が相互に信頼を深め、新たなパートナーシップ⁵を構築しながら、市民の力、地域の力を発揮できる協働のまちづくりを推進します。」と掲げています。

また、基本構想に基づき基本計画第7章「都市経営（市民と創る新たなまち）」第1節「市民主役都市」では、めざす姿を「市民力、地域力を活かした市民主体のまち」として、基本方針で「地域組織の育成や活動への支援などに努め、地域コミュニティの充実と活性化を図ります。」としています。

2 第2次富士市行政経営プラン

「第2次富士市行政経営プラン」では、基本方針2の「価値創造：市民志向をベー

4 研究集会；専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行なう場。

5 協力関係；共同で何かを行うための対等な協力関係。

スに戦略的に行動し、新たな価値を創造する行政経営」における推進重点項目2-2「市民や地域力を活かす地域経営の推進」の中で、主な取組内容として、「地域住民主導によるまちづくりの理念形成」が取り上げられており、具体的な取組である実施計画の中で、本計画の策定が位置づけられています。

3 その他の行政計画

本市で実施する各分野の施策を推進するために策定された、その他の個別計画の中では、地域コミュニティの担う役割を示し、各種地区団体や推進委員が位置づけられていることが多いことから、それらとの整合に留意しながら計画策定を行います。

特に、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から導き出される教訓・課題を踏まえて、津波被害想定等の見直し作業が進められている「富士市地域防災計画」等、防災、防犯等の安全・安心なまちづくりに関する施策につきましては、地域コミュニティの役割への期待が大きいことから、本計画と連動した取組が必要となります。

第3節 計画の策定体制

1 世論調査・市民ワークショップなど

本市のまちづくり活動に関する市民意識を把握するため、平成20年度に「自治会・地域コミュニティ活動について」の世論調査を実施しました。

また、本市のまちづくり活動の現状と課題、及びその解決策について、広く市民の意見を聴取するため、「まちづくり活動推進計画市民ワークショップ」を開催し、報告書をまとめました。

また、市民の意見を反映させるため、計画案を事前に公表し、パブリックコメント⁶を実施しました。

2 まちづくり活動推進計画庁内検討委員会

地区団体や推進委員等と、それらとの連携・支援事業の所管課で庁内検討委員会を組織し、現在行われている連携・支援事業の洗い出しを行い、現状と課題を整理し、今後の方向性について検討を行いました。

3 まちづくり活動活性化懇話会

計画策定にあたり、本市における地区住民主体のまちづくり活動のあり方と、その活性化に向けた方策について検討するため、コミュニティに関する有識者、地区団体の代表者、事業者、市民活動団体、公募委員で構成するまちづくり活動活性化懇話会を組織しました。

6 意見公募：行政による施策を原案段階で公表し、市民一般から意見を募り、その上で意思決定を行う手続き。

第4節 用語の定義

この項では、本計画で用いられる基本的な用語の定義を行います。用語の定義を行うことにより本計画の守備範囲を明確化します。

① 「まちづくり活動」とは

社会情勢の変化により、地区住民と行政が協働して対処しなければ、解決できない課題が増大しており、様々な課題解決を、行政＝従来の「公」の仕組みが担うのではなく、地区住民が主体的に参加する、「行政と住民の協働」＝新しい「公」の仕組みが担っていく必要に迫られています。

このような時代背景の中で、「まちづくり活動」とは、道路や上下水道の整備、景観形成などの目に見える「ハード」の側面だけではなく、住民参加や情報共有等の仕組みづくりといった目に見えない「ソフト」の側面も含んでいます。

以上のことを踏まえ、本計画では「まちづくり活動」を

「地域の暮らしをより充実させていくため、地域住民が積極的に参加し、主体的に行動すること」

と定義し、主にソフト面でのまちづくり活動を対象とします。

② 「地域」・「地区」とは

「まちづくり活動」の定義の中で必ず用いられる「地域」という言葉は、かなり広い範囲から狭い範囲まで土地の広がりを示す言葉であり、使われる場面、視点によって、イメージが異なります。

「合併前の旧市町」「中学校区」「小学校区」「町内会・区（自治会組織）」など、いずれも地域という言葉が当てはまります。

本市においては、日常の近隣生活圏として、通常、徒歩で行き来できる範囲、概ね小学校区の範囲を「地区」として位置づけ、「地区まちづくりセンター」を設置し、市内26の「地区」を単位に、様々なまちづくり活動が展開されています。

それより狭い範囲、町内会・区や、それより広い「合併前の旧市町」「中学校区」などを指す場合は、「地域」という用語を使います。

また、「地区」の用語の定義を踏まえ、本計画では、本市で日常的に行われている、概ね小学校区を基本にした「地区」を単位としたまちづくり活動を対象とすることとして、その活動のさらなる活性化に向けた方策について検討します。



3 「地区団体」とは

様々なまちづくり活動を行うための住民組織を指す用語として、一般的には「コミュニティ（組織）」という用語を用いることが多い傾向にありますが、本市においては、これまでの活動の経緯から、「コミュニティ（組織）」という言葉は、日常的な用語とはいえません。

そのため、本計画では、まちづくり活動を行っている住民組織を具体的に示す際、「地区団体」という用語を用いることにし、次のように定義することとします。

「各地区の様々な課題を、住民相互で協力して解決したり、各地区の特色を活かしたまちづくりを展開するために、共通の目的をもって、地区住民が自主的に運営する組織」

本市の「地区団体」には、地縁組織である「町内会・区」を基礎として、本市独自の総合的なまちづくり組織の「生涯学習推進会」、活動の目的がある程度特定されている地区団体等があり、これらの各地区団体の連絡調整機能を「まちづくり推進会議（会）」が担っています。



第3章 本市のまちづくり活動の現状と課題

第1節 本市のまちづくり活動の現状

概ね小学校区を単位とした地区は、市全体で26地区あります。各地区の状況は、中心市街地を形成する商業地域から、旧来からの住宅地域、新たに造成された新興の住宅地域、住宅が点在する農業地域などにわたり、地区の特性、抱える課題は様々です。

例えば、各地区の人口構成（高齢化率）などにも大きなばらつきがあり、各地区の抱える課題が様々であることが浮き彫りになっています。

（資料編1頁：「地区別人口構成等一覧表」参照）

本市のまちづくり活動は、「町内会・区」と呼ばれる自治会組織を基礎として、地区ごとに組織された「生涯学習推進会」及び「まちづくり推進会議（会）」を中心に、各地区の特性・特色を踏まえて、地区の課題の掘り起こしと、課題解決に向けた取組を行っています。

（資料編3頁：「各地区まちづくり推進会議実施事業一覧」参照）

この3つの組織は、地区の暮らしをめぐる課題を、ある程度総合的に取り上げて、まちづくり活動を推進していますが、その他にも、安全・安心、健康・福祉、環境など様々な分野で地区団体が組織されており、市の各所管課と連携した取組を行っています。

1 町内会・区（自治会組織）

自治会組織は、住民生活に最も密着した旧来型の地縁組織であり、合併前の呼称を継承し、「町内会」、「区」の呼称が混在しています。また、全26地区に、連合会組織があり、市全体で「富士市町内会連合会」が組織されています。

387の自治会組織（平成23年4月現在）は、市内全域をカバーし、自治会組織を通じた広報紙の配布部数から推測すると、加入率は、90%を超えて、ここ数年は安定的に推移し、近隣自治体や、人口規模が同程度の自治体と比較しても、高い加入率を維持しています。

活動資金については、活動内容に応じて、会員から徴収する会費により賄われています。また、市から、公会堂の設置、掲示板の設置、防犯街路灯の設置・維持など事業ごとに補助金が交付されています。

高い加入率を背景に、他の地区団体の活動への、活動資金や人材提供を行っており、富士市のまちづくり活動を支える基礎的な団体です。

2 まちづくり推進会議（会）

昭和50年代に、市の総合計画の地区別計画について、地域の意見・要望を集約し、調整する目的で、全地区に行政主導で設立された「まちづくり会議」を前身としています。この組織は計画策定後、一旦解散しましたが、地区住民から組織継続を望

む声が寄せられ、地区が主体となった組織として「まちづくり推進会議（会）」の活動が再開されています。

町内会・区、生涯学習推進会のほかに、女性団体、老人クラブ、地区福祉推進会、小中学校PTA、子ども会、交通安全団体等の各地区団体や推進委員などを網羅する形で役員を構成しています。

設立当初は、地区内の各地区団体の連絡・調整が主な役割でしたが、その後、各地区の実情に合わせて独自の組織運営がなされ、役員構成や、事業内容などにばらつきがあります。現在では、親睦・交流を目的とした祭りや、地区外からの集客も期待できるイベントの実施主体となるとともに、防犯、環境等、様々な分野で、行政が施策を推進する際の受け皿にもなっています。

活動資金については、各地区の事業規模・内容に応じて、町内会・区からの負担金や、法人などからの寄付金、事業ごとに交付される補助金により賄われています。

3 生涯学習推進会

昭和40年代から、主に青少年健全育成を目的に設立され、全26地区に組織されている富士市独自の組織です。町内会・区加入の全世帯を会員としていて、事業目的別に、成人教育部、体育保健部、青少年育成部、生活安全部などの専門部が設置されています。部員は、各自治会に定員が割り振られて、輪番制で選出されることが多いですが、部長以上の役員は、任期を超えて再任される例も多くみられます。

各専門部で、体育祭、文化祭、安全大会などの事業を実施しますが、活動資金は、自治会加入世帯が納める会費に上乗せされており、加入世帯数に応じて自治会組織から提供されています。また、市の各所管課から、事業ごとに補助金などが交付されています。

町内会・区から、確実な人的資源が確保され、動員が可能であることから、祭りなど地域イベントを開催する際の実動的な役割を担っています。

4 その他の地区団体

また、3つの主要な地区団体以外にも、地区を基本に、交通安全、防災、防犯などの安全・安心分野や、健康づくり、高齢者、子育て支援などの健康・福祉分野、環境衛生、環境美化、ゴミ対策などの環境分野などで、地区団体が組織されています。

また、行政から委嘱を受けた民生委員・児童委員などの各種推進委員も、委員同士の連携を図りながら、地区を単位に活動しています。



表3 地区団体など一覧表

分野	団体名	所管課等
安全・安心	自主防災会	防災危機管理課
	地域防災指導員	防災危機管理課
	地区安全会議	市民安全課
	交通安全協会	市民安全課（警察署）
	交通安全母の会	市民安全課
	リスさんクラブ	市民安全課
	地域安全推進委員	市民安全課（警察署）
	交通安全指導員	市民安全課
	水防団	河川課
消防団	消防本部消防総務課	
健康・福祉	地区福祉推進会	社会福祉協議会
	悠容クラブ（老人クラブ）	福祉総務課
	民生委員・児童委員	福祉総務課
	健康推進員	健康対策課
	食生活推進員	健康対策課
	結核予防婦人会	健康対策課
	放課後児童クラブ運営委員会	子育て支援課
環 境	環境衛生自治推進協会	環境総務課
	不法投棄監視パトロール隊	廃棄物対策課
	産業廃棄物不法投棄監視委員	廃棄物対策課（県）
	ごみマイスター	廃棄物対策課
	花の会	みどりの課
	みどりいっぱい富士市民の会	みどりの課
	公園愛護会	みどりの課
	緑化指導員	みどりの課
教育・文化	小中学校PTA	学校教育課
	子ども会世話人連絡協議会	社会教育課
	青少年指導委員	社会教育課（青少年相談所）
	スポーツ推進委員	スポーツ振興課
その他	男女共同参画地区推進員	男女共同参画課
	女性ネットワーク・富士	男女共同参画課

これらの地区団体は、分野ごとの施策を推進するため、市内全地区を網羅することを目指して組織されていますが、そのほかに、各地区固有の課題解決のために組織される団体もあります。「産業廃棄物不法投棄監視員（廃棄物対策課）」、「保安林を守る会（林政課）」、「コミュニティ交通協議会（都市計画課）」、「区画整理まちづくり推進会（市街地整備課）」、「わき水田宿川委員会（河川課）」などが、それにあたります。

本市では、各地区団体の連絡調整の役割を担う組織として「まちづくり推進会議（会）」が、各地区で組織されていますが、地区団体の役員が構成員となっているほか、地区固有のまちづくり活動を行う地区団体の役員が、その構成員となっている事例もあります。

また、市の各所管課は、各地区団体などと協働して事業を行っており、団体運営、事業実施にかかる経費について、補助金、交付金、委託料など、様々な形で、活動資金の支援を行っていますが、他課が所管する地区団体との連携事業を行っている場合もあります。

表4 地区団体などとの連携・支援事業

事業名	所管課	対象団体等
防犯街路灯設置・維持管理費補助金	市民安全課	町内会・区
赤い羽根・歳末助け合い募金募集	社会福祉協議会	町内会・区
社会福祉協議会会費募集	社会福祉協議会	町内会・区
日赤社資募集	福祉総務課	町内会・区
社会を明るくする運動基金募集	福祉総務課	町内会・区
敬老会開催委託	福祉総務課	町内会・区
食育推進モデル地区事業	保健医療課	まちづくり推進会議等
自主防疫・夏季防疫・脱皮阻害剤配布	環境総務課	町内会・区
ごみ集積所管理	環境クリーンセンター	町内会・区
用途廃止・河川占用承認	建設総務課	町内会・区
河川砂浚い業務委託	河川課	町内会・区
地区文化祭補助金	文化振興課	生涯学習推進会
伝統行事保存事業	文化振興課	保存会等
地区体育祭補助金	スポーツ振興課	生涯学習推進会
スポーツ教室開設委託	スポーツ振興課	生涯学習推進会

5 地区まちづくりセンター

本市では、地区住民のニーズを汲み取り、本市独自の、地域に根ざしたきめ細やかな生涯学習活動を実現するため、昭和40年代から、社会教育施設である公民館を、概ね小学校区単位に順次整備してきました。

また、本市の公民館は、市民に最も身近な公共施設として、実質的に、地区住民の主体的なまちづくり活動の拠点としての機能も担ってきました。

平成20年度には、公民館で行ってきた社会教育事業を継続しながら、地区まちづくり活動の拠点、地区と行政とのパイプ役機能を持つ施設としての位置付けを明確化するため、教育委員会所管の社会教育施設である「公民館」から、市長事務部局所管の「地区まちづくりセンター」に移行しました。

平成20年11月の富士市と富士川町との合併に伴い、富士川、松野の両地区にまちづくりセンターを設置し、現在では、全26地区にまちづくりセンターが設置されています。

今後は、前身が社会教育施設だった特長を活かしながら、まちづくり活動を実施する上で、より利用しやすい施設となるよう、まちづくりセンターの機能を充実することが課題となっています。



第2節 本市のまちづくり活動の課題

本市のまちづくり活動の課題を探るため、平成20年度に「自治会・地域コミュニティ活動」についての世論調査を実施し、住民の自治会や地域コミュニティに関する、一般的な意識調査を行いました。

また、平成22年度には、本計画策定にあたって、主に地区のまちづくり活動に携わっている住民の参加を得て、「市民ワークショップ」を開催し、本市のまちづくり活動の課題とその解決策について、具体的なお意見をいただきました。

それぞれの取組から浮き彫りになった本市のまちづくり活動の課題を整理します。

① 「自治会・地域コミュニティ活動」についての世論調査（抜粋）

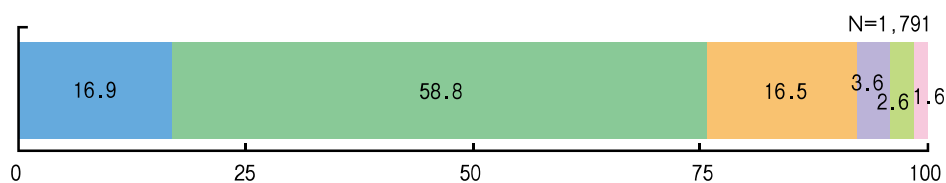
(1)町内会・区（自治会）への加入状況

<自治会への加入率は高いが、実際の活動参加には消極的。>

町内会・区への加入率は、90%を超えて、近隣自治体や人口規模が同程度の自治体と比較しても、高い加入率を維持しています。

ただ、加入率の高さは、市の広報紙の配布、家庭ゴミ集積所の管理、東海地震を想定した防災組織など、生活に密着した行政サービスが、自治会組織を基本に展開されていることによるもので、会費のみを納入し、輪番制の役割のみを渋々引き受けるだけの、実際の自治会活動には消極的な住民も相当数にのぼることも確かであります。

問 あなたの世帯は、町内会・区（自治会）に加入していますか。また、どのように活動していますか。



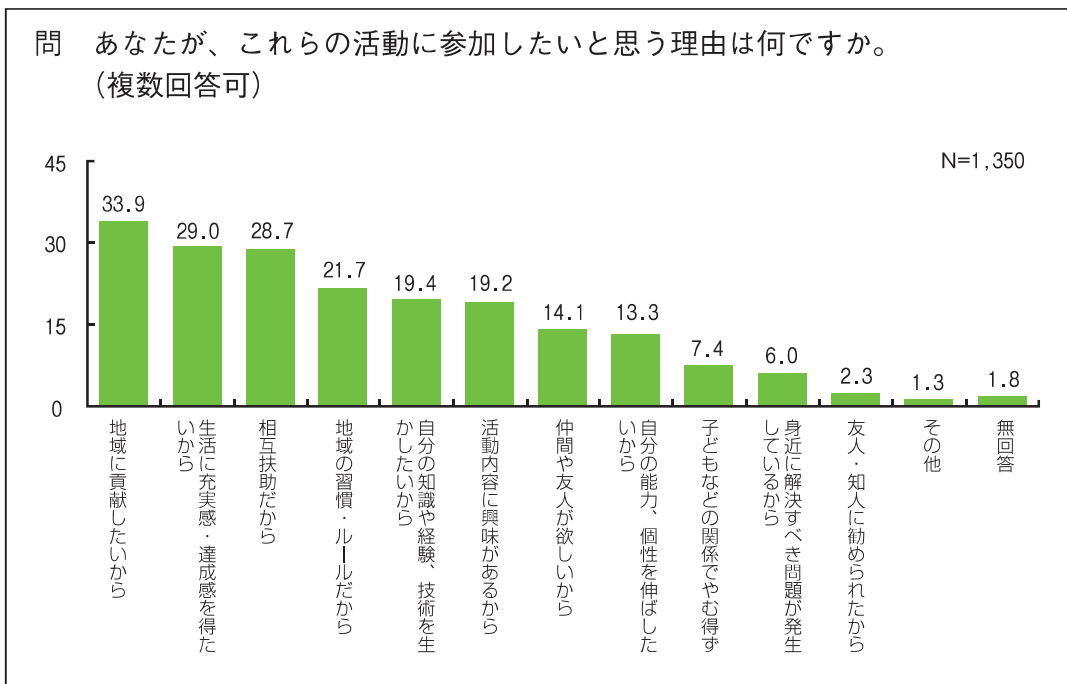
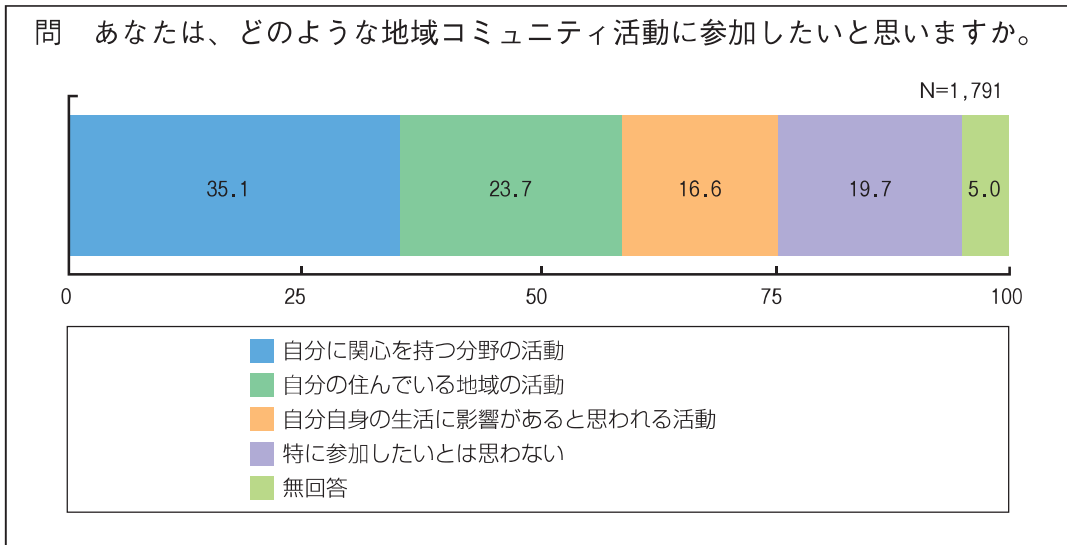
- 加入して積極的に活動している
- 加入しているが活動に参加するのは行事などのときだけ
- 加入しているが活動にはほとんど参加していない
- 加入していない
- わからない
- 無回答

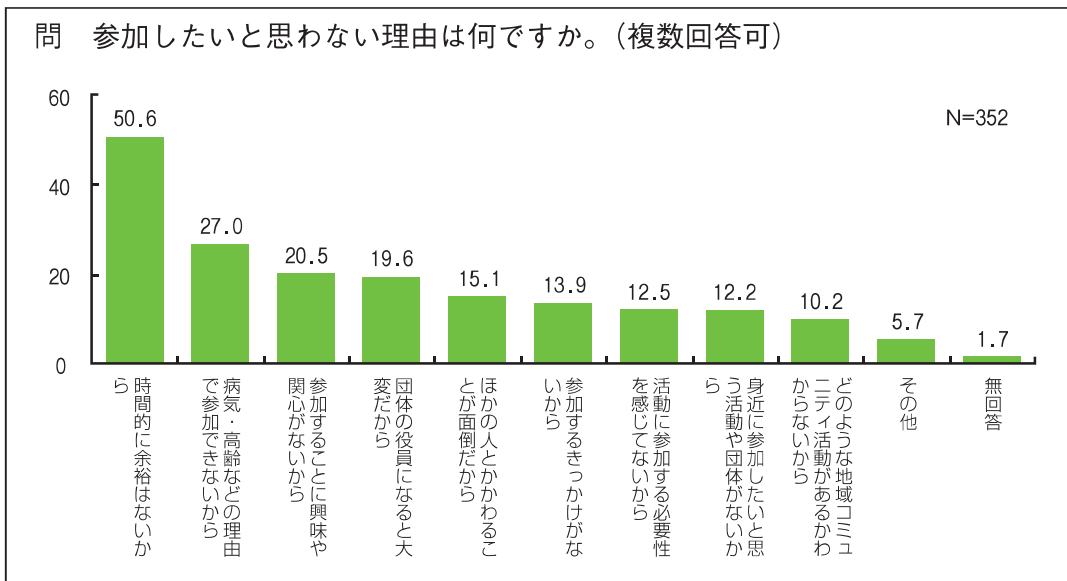
(2)参加したい地域コミュニティ活動

<地域コミュニティへの参加意欲は高いが、様々な理由で参加できない。>

地域コミュニティ活動に参加したいと考えている人は、「関心を持つ分野の活動」、「住んでいる地域の活動」、「生活に影響のある活動」を合わせると8割を超えています。

参加したくない人の理由は、時間的に余裕がないことをあげている人が5割を超えています。参加意欲はあるが、時間的な余裕など様々な理由で、参加ができない市民が多いことがわかります。





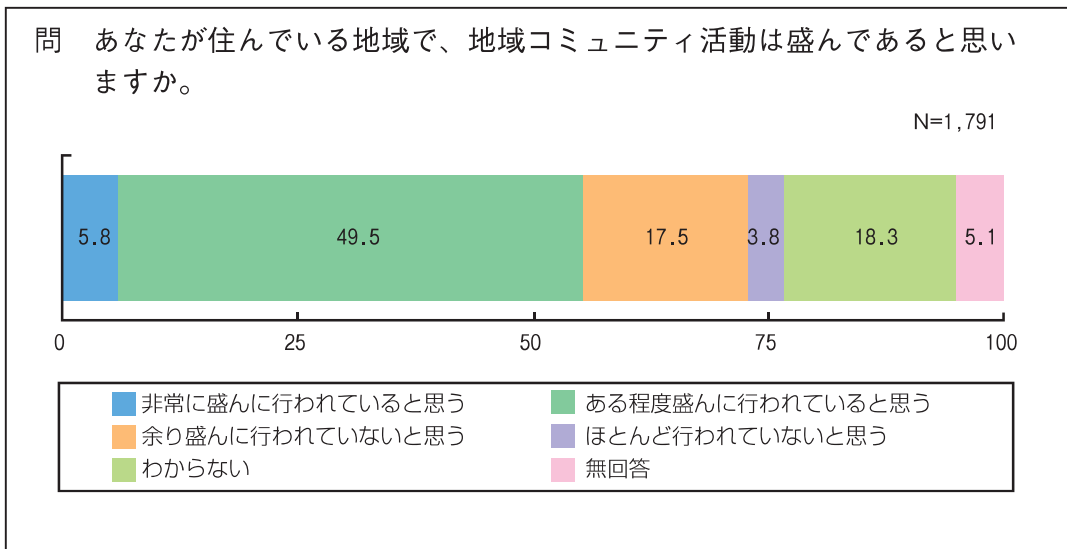
(3)居住している地域での地域コミュニティ活動

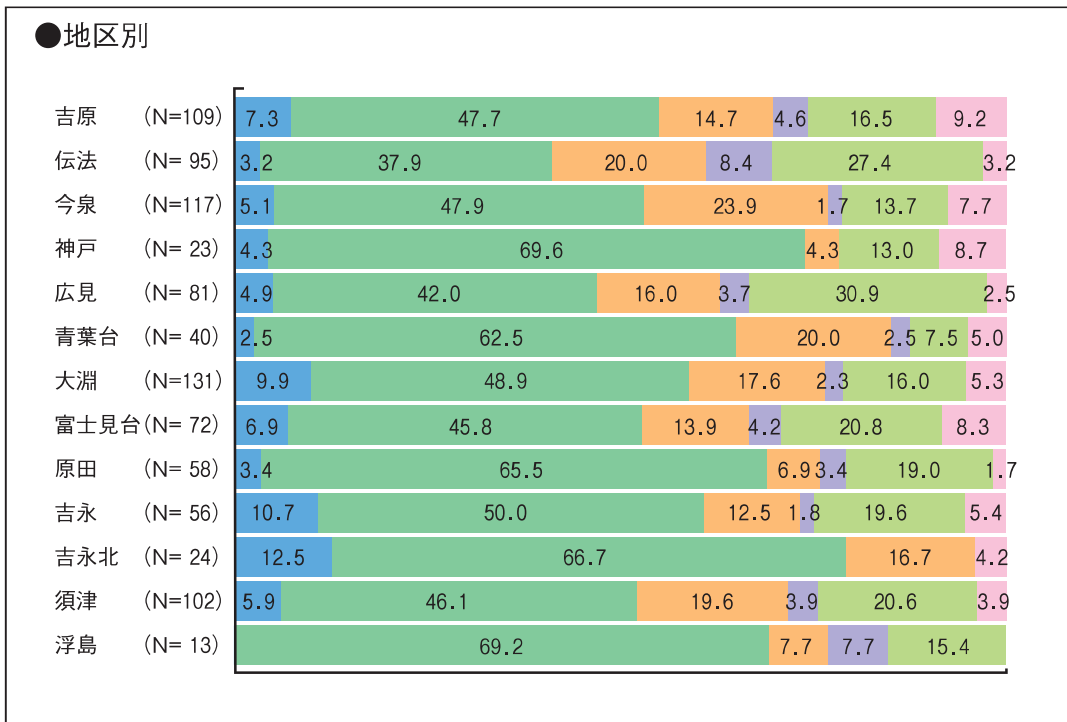
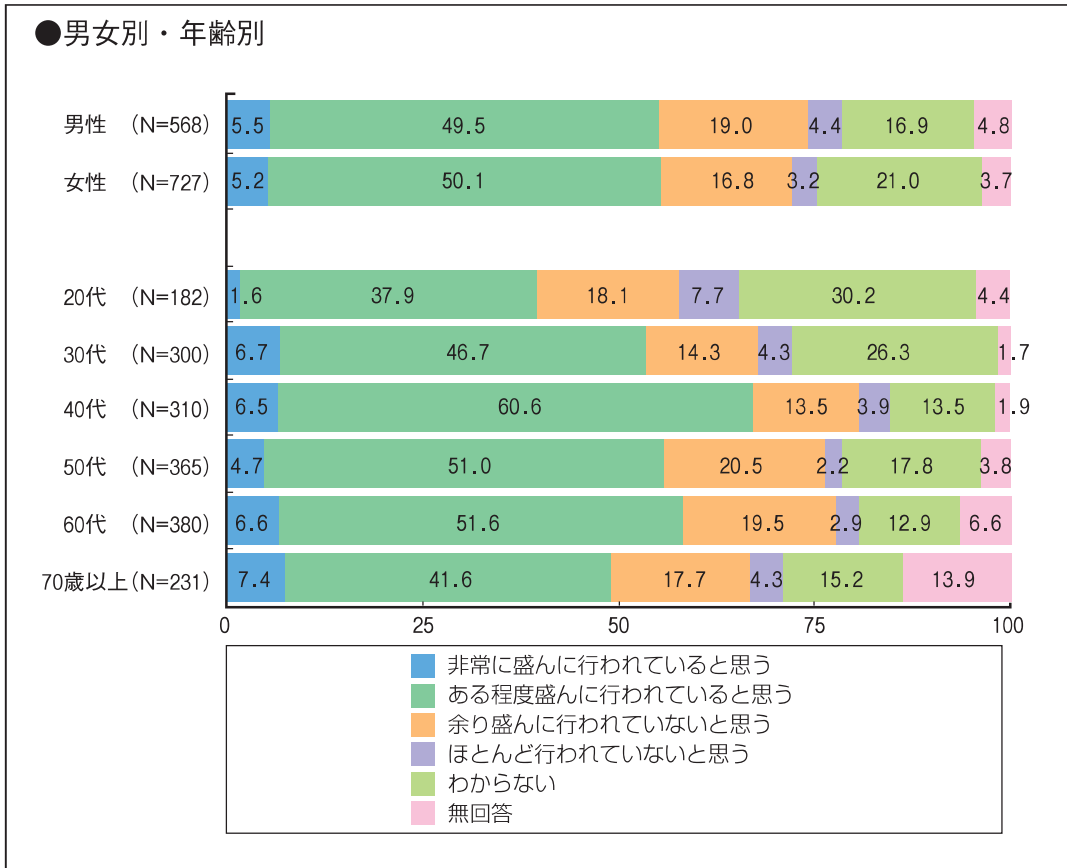
＜本市では地域コミュニティ活動が活発に行われているが、年代、地区別では、ばらつきがある。＞

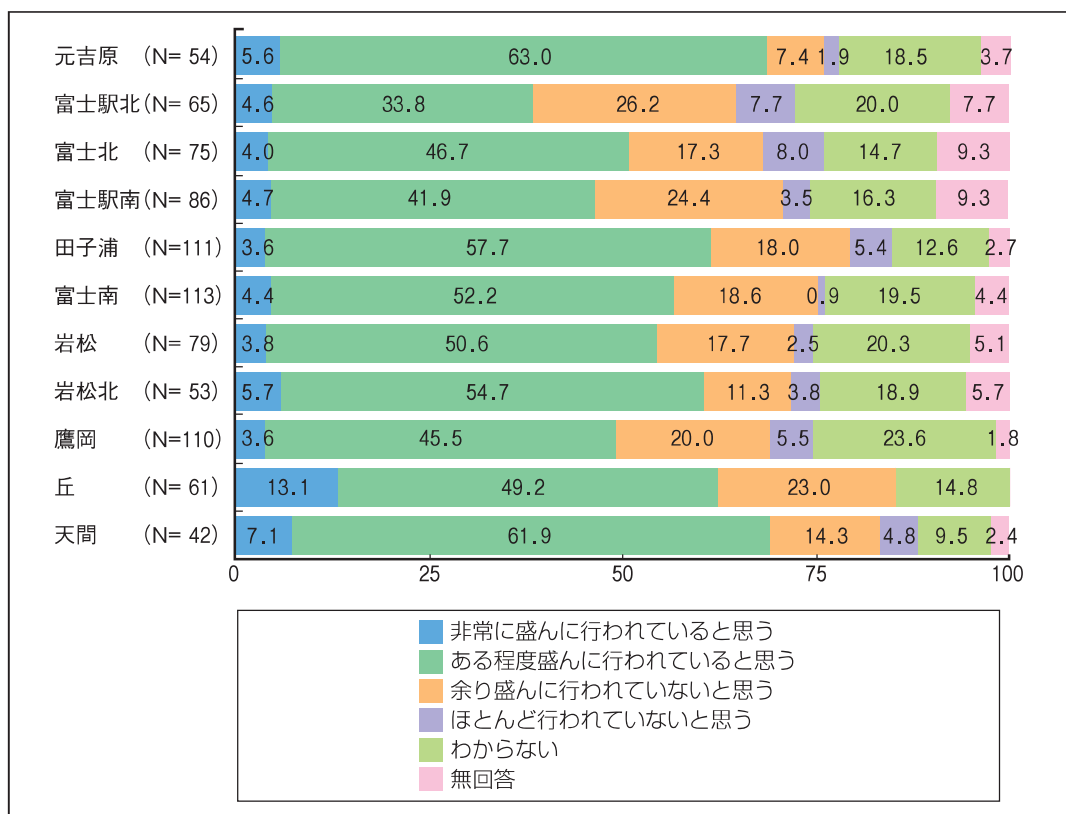
本市では、居住する地域のまちづくり活動が盛んに行われていると感じている人が、全体で半数以上を占めています。

年代別に見ると、40代で、盛んに行われていると感じている人が多く、子育て世代が、子どもや学校を通して、まちづくり活動に関わることが多くなっていることがわかります。

また、地区別の調査結果を見ると、まちづくり活動が盛んに行われていると感じている人の割合には、ばらつきがあります。神戸地区、吉永北地区、浮島地区、元吉原地区、天間地区など、中心市街地から離れた、郊外の農地と住宅が点在する地区などで、まちづくり活動への関わりが強いことがわかります。







(4)地域コミュニティ活動の果たす役割

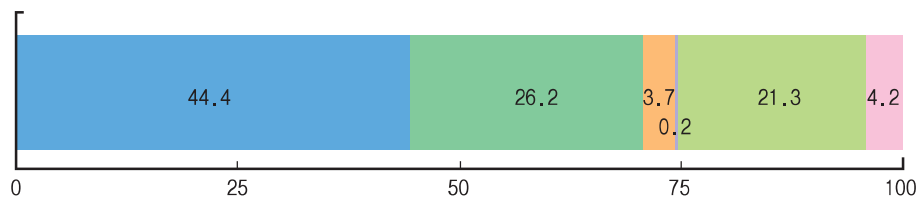
<地域コミュニティ活動の果たす役割に期待する住民が多い。>

地域コミュニティの果たす役割が増大する、と答えた人の割合は4割を超え、これまでと変わらず、一定の役割を担っていくと答えた人と合わせると、7割を超えており、まちづくり活動への期待が大きくなっています。

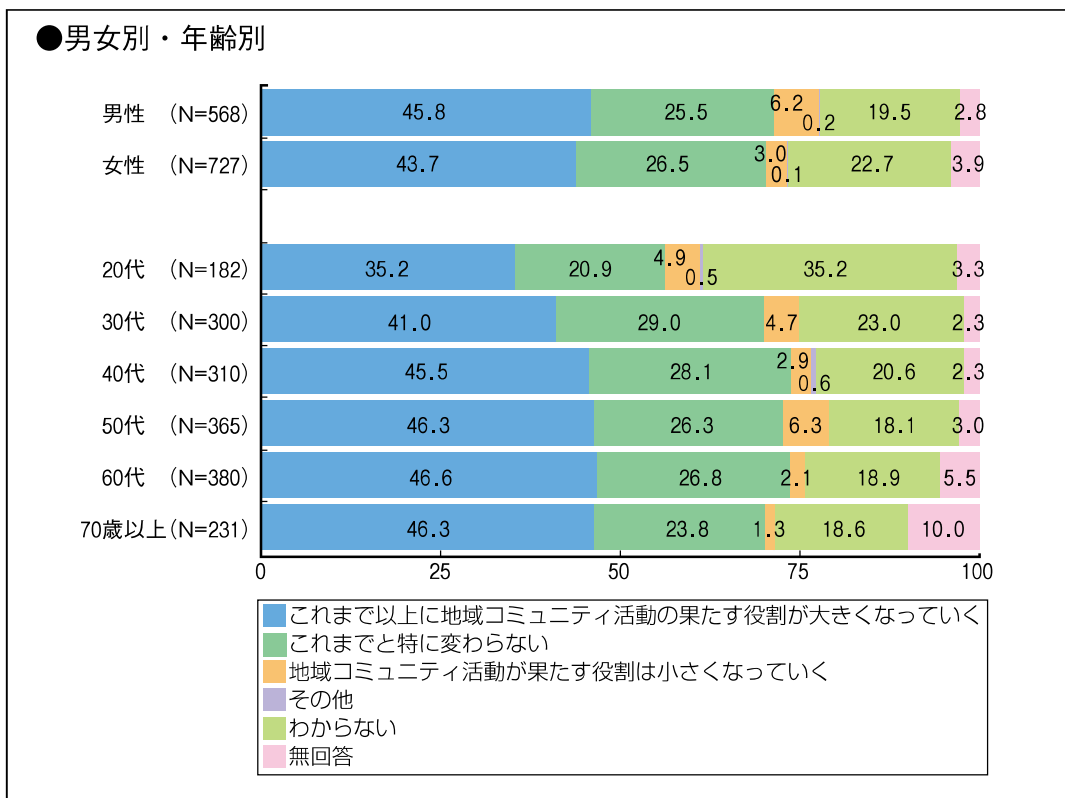
特に40代以上の世代では、まちづくり活動の重要性に関する認識が強いが、30代以下の若年層では、まちづくり活動への関心が低いことがわかります。

問 これからの自治会や地域団体などの地域コミュニティ活動の果たす役割について、あなたはどのようにお考えですか。

N=1,791



- これまで以上に地域コミュニティ活動の果たす役割が大きくなっていく
- これまでと特に変わらない
- 地域コミュニティ活動が果たす役割は小さくなっていく
- その他
- わからない
- 無回答



2 まちづくり活動推進計画「市民ワークショップ」報告書（要約）

市民ワークショップは、本計画を策定するにあたり、日頃から地区団体の役員としてまちづくり活動に携わっている方や、まちづくり活動に関心のある方を対象にして、幅広く市民の意見を反映させるため開催されました。

地区団体代表者、市民公募、及び「地域の力こぶアップふじワクワクまちづくり塾」受講者で、合計72名の参加者を、2グループに分け、それぞれ2回ずつ計4回のワークショップ形式の会議を行いました。ワークショップのテーマは、「地域力アップにむけて」とし、まちづくり活動を進める上での、「活動プログラムの推進」、「地区活動の組織体制」、「活動の支援方策」など、それぞれの観点で、課題と解決策について意見を聴取しました。

合計800を超える意見をいただき、本市のまちづくり活動の課題について、報告書としてまとめました。その要約は次のとおりです。

（資料編5頁：「報告書まとめ」参照。全文は、本市ウェブサイトで公開。）

(1)活動プログラムの推進

それぞれの地区で実施している活動においては、地区祭りや体育祭などの定番プログラムの充実、近年の社会課題である福祉・環境などに対応する活動を展開していくことが望まれます。その一方で、社会情勢の変化の中で、沈滞傾向の活動への

対処が求められています。

◇定番プログラムの実施

多くの地区で実施されている祭り、体育祭、文化祭など地区の定番プログラムについて、より充実し、より大きな成果を上げていきます。

◇社会課題に対応した活動の推進

近年の社会情勢の変化に対応するなど、地域社会の問題・課題への対処が望まれています。

とりわけ福祉・健康、防犯・防災、地域資源・文化、ごみ対策・環境美化などの基本課題については、各地区の地域性を踏まえた取組が望まれています。

◇社会変化に伴う課題

地区で行われる各種活動において、社会状況の変化から問題が生じており、参加者の減少、活動のマンネリ化、活動内容の適正化などの課題に対し、対処が必要になっています。

(2)地区活動の組織体制

◇まちづくり推進会議（会）

地区のまちづくり活動を担う主要な組織であるまちづくり推進会議（会）をより有効に機能させるため、町内会・区、生涯学習推進会、その他の地区団体との役割分担など、地区における位置づけの明確化や、地区団体間の連携を促進していくことが不可欠です。

◇連合町内会・区長会（自治会組織の連合組織）

自治会組織の連合組織についても、まちづくり推進会議（会）、生涯学習推進会との調整をとり、地区内での役割を明確化します。

また活動の実施について、各地区団体との連携を図り、人材提供、活動資金確保などの面で地区のまちづくり活動の推進体制の要としての役割を果たしていくことが望まれます。

単位町内会においては、役員のなり手不足が大きな障害となっていることから、適切な選出方法を工夫することが求められます。同時に役員の任期・人数・役割分担の適正化が必要となります。

◇生涯学習推進会

本市の独自の組織であり、各地区で、青少年健全育成、社会教育、生涯学習の推進活動で大きな成果を上げてきました。その特長を活かした活動が今後も望まれます。

しかし、一部では活動の停滞やマンネリ化が指摘されていることから、まちづくり推進会議（会）や、その他の地区団体との連携を促進し、組織や活動内容の見直しなど、柔軟な運営が望まれます。

◇地区全体

各地区において、地区内の各地区団体の役割分担と連携が極めて重要であり、地区の活動が体系的・効果的に、かつ情報交換などが円滑に実施されることが望まれます。

(3)活動の支援方策

◇新たな担い手の創出

少子高齢社会が進展しており、活動を担う体制の充実について、これまで以上に意図的に取り組む必要があります。具体的には、女性・若年層の参画、役員研修、企業・NPO⁷などとの連携、マンション住民の参加などが挙げられます。

◇活動基盤の充実

地区の活動を円滑に推進し、また、より充実していくため、活動を実施する基盤を整えることが必要となります。財源基盤の充実、活動マニュアルの整備、地区まちづくりセンターの機能向上など、現在の仕組みを活かし、さらに充実することが求められています。



7 民間非営利組織；福祉やまちづくりなどの特定のテーマについて、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。

第4章 本計画の基本指針

地域の力こぶ増進計画

**社会情勢の変化に柔軟に対応できる、
足腰の強い、将来にわたって持続可能な
地域コミュニティづくり**

地域コミュニティをめぐる動きと、本市のまちづくり活動の現状と課題を踏まえ、本市のまちづくり活動のさらなる活性化を目指した本計画の基本指針を、「社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり」とします。

第1節 基本指針の内容

① 「地域の力こぶ増進計画」

本計画の正式名称は、「富士市まちづくり活動推進計画」としますが、計画内容が、市民生活に密着したものであるため、より親しみと興味を持てるよう、「地域の力こぶ増進計画」という愛称を用いることとしました。

本市では、平成21年度から、「地域の力こぶアップふじワクワクまちづくり塾」と題して、各地区から推薦された地区団体の役員や公募市民を対象に、まちづくり活動推進のための連続講座を開催してきました。

この講座は、行政と地区住民がまちづくり活動の大切さ、重要性について共通認識を持つきっかけとし、まちづくり活動を担う人材の育成を目的として、開催されたものでしたが、本計画についても、広く市民に浸透し、本計画の推進が、各地区のまちづくり活動の活性化、地域力の向上に繋がることを期待しています。

② 「社会情勢の変化に柔軟に対応できる」

急激な少子高齢社会の進展や、自治体の広域化など、地域コミュニティを取り巻く環境は、目まぐるしく変化しており、低迷する地域経済や、突然の地震や風水害などの自然災害の発生など、先行き不透明な社会情勢にさらされています。

また、「新しい公共」の概念が導入、推進される中で、地域コミュニティに求められる機能、役割も変化していくことになります。

3 「足腰の強い」

各地区の課題解決に向けた主体的なまちづくり活動を行うためには、地区の将来像を描き、その実現に向けた、効果的、効率的な組織運営や事業実施と、それを支えるひとづくり、活動の場の確保が不可欠であります。

安全・安心、健康・福祉、環境、教育・文化等、様々な分野で、各地区に暮らす人々が、地区の課題を自らの課題として捉えて、課題解決に向けた主体的なまちづくり活動を行うことのできる、足腰の強い、地域コミュニティの総合的な体制づくりが求められています。

4 「将来にわたって持続可能な」

地区の将来像を描き、地区住民が主体となって地区の課題解決を図っていくことは、一朝一夕に実現できるものではなく、息の長い、持続的な取組が必要であります。

そのためには、社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い地域コミュニティの体制づくりを促進し、地区のまちづくり活動を担う組織の制度的な位置づけを明確に行い、社会システムとして定着させ、根付かせていかなければなりません。

その際には、これまでの本市のまちづくり活動を担ってきた地区団体の成り立ち、経緯、役割等について、十分に尊重、配慮しなければならないことは言うまでもありません。

第2節 計画の視点

本市のまちづくり活動の現状と、世論調査から伺える市民意識、及び市民ワークショップで出された意見を踏まえて、本市のまちづくり活動の課題を、「活動実施体制（組織体制の充実・組織の位置づけ、実施事業・活動資金）」、「ひとづくり」、「活動の場・連携」の3つの視点で整理します。

次章以降で、本計画の基本指針を実現するため、本市のまちづくり活動の活性化に向けた具体的な方策について、この3つの視点に基づき検討を行います。

1 活動実施体制

(1) 組織体制の充実・組織の位置づけ

本市の主要な地区団体「自治会組織（連合組織）」、「まちづくり推進会議（会）」、「生涯学習推進会」は、ある程度の主体性と独自性を持っていますが、条例や行政計画での、制度的な位置づけはなく、各団体の関係や役割分担が概念的で、体系的に明確になっていません。そのため、組織間の協力関係や連携が、必ずしも円滑ではない場合があります。

(2)実施事業・活動資金

行政と地区団体などとの連携・支援事業が、分野ごとに多岐にわたり、縦割りに所管されていることから、事業の重複、住民のやらされ感などが指摘されていて、事業の選択と集中を図ることによる効率化や、地域の課題解決に向けた柔軟な対応を阻害している面があります。

2 ひとづくり

まちづくり活動への、女性・若年層の参画促進、経験と知識を有するシニア⁸層の取り込みなど、まちづくり活動を担う人材の発掘、養成により、特定の役員に負担が偏らないまちづくり活動を促進する必要があります。

また、地区在住市職員により組織されたまちづくり地区担当班は、行政職員としての知識・経験を活かし、必要なアドバイスをを行う役割を担っていますが、十分に機能しているとは言えない状況にあります。

3 活動の場・連携

住民主体のまちづくり活動を支援し、まちづくり活動の拠点として位置づけられている「地区まちづくりセンター」の役割を再確認し、必要な機能について検討する必要があります。まちづくり活動を担う地区住民が出会い、絆を深める場として、「地区まちづくりセンター」の役割は大きいものがあります。

まちづくり活動に関する情報を発信し、これまでまちづくり活動に触れたり、参画する機会が少なかった地区住民が、まちづくり活動に出会い、情報交換、情報共有を行うことを促進するため、新たな活動の場として、インターネットなどのICT⁹（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の活用についても検討する必要があります。

併せて、地区団体などの役割分担の明確化、連携の促進のみではなく、市民活動団体（NPO）、事業者（企業）との連携を促進する必要があります。

また、地域の課題を解決するための手法の一つとして、注目が集まっている「コミュニティビジネス¹⁰」の導入についても検討します。

8 シニアとは元来、年長者・先輩・上級者などという意味で、特定の年齢層を指していないが、本計画においては、仕事や子育てを終えるなど、ある程度時間的余裕があり、社会的な経験と豊富な知識を有した50歳代以降の年齢層を指す。

9 情報通信技術：コンピュータを利用し情報を通信する技術のこと。従来から使われている「IT（インフォメーション・テクノロジー）」の言葉の意味が考慮され、ITに代わる言葉として国際的に使われている。

10 コミュニティビジネスは、様々な手法で取り組みが行われており、定まった定義はないが、「地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み」（経済産業省関東経済産業局）と捉えられている。

第3節 計画の体系

本計画は、「計画策定の背景」及び「本市のまちづくり活動の現状と課題」を踏まえて、「基本指針」を「社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり」と定めています。

その上で、基本指針を実現するための、3つの視点を提示し、それぞれの視点に基づいて、基本計画として、具体的な方策、今後の取組を検討しました。

「基本指針」、「計画の視点」、「基本計画—具体的な方策—」を体系的に整理したものが、本計画の体系図です。



ちょっと一息

「地域 SNS」

住民がインターネットを利用して、地域社会に積極的に参画する環境を整えることを目的として、総務省は「ICT（Information and Communication Technology）を活用した地域社会への住民参画事業」の実施にあたり、新潟県長岡市と東京都千代田区をモデル地区に選定して、住民参画に必要なシステム（地域SNS）の実証実験を行いました。

このシステム導入により、パソコンや携帯電話から、インターネット上のサイトを使って、友人・知人とのやりとりや日記の作成、掲示板での情報交換ができるようになります。

また、日ごろからこのシステムを使うことで、災害発生時には緊急情報の発信や安否確認にも使うことができます。



地域SNSの先進事例

○東京都千代田区

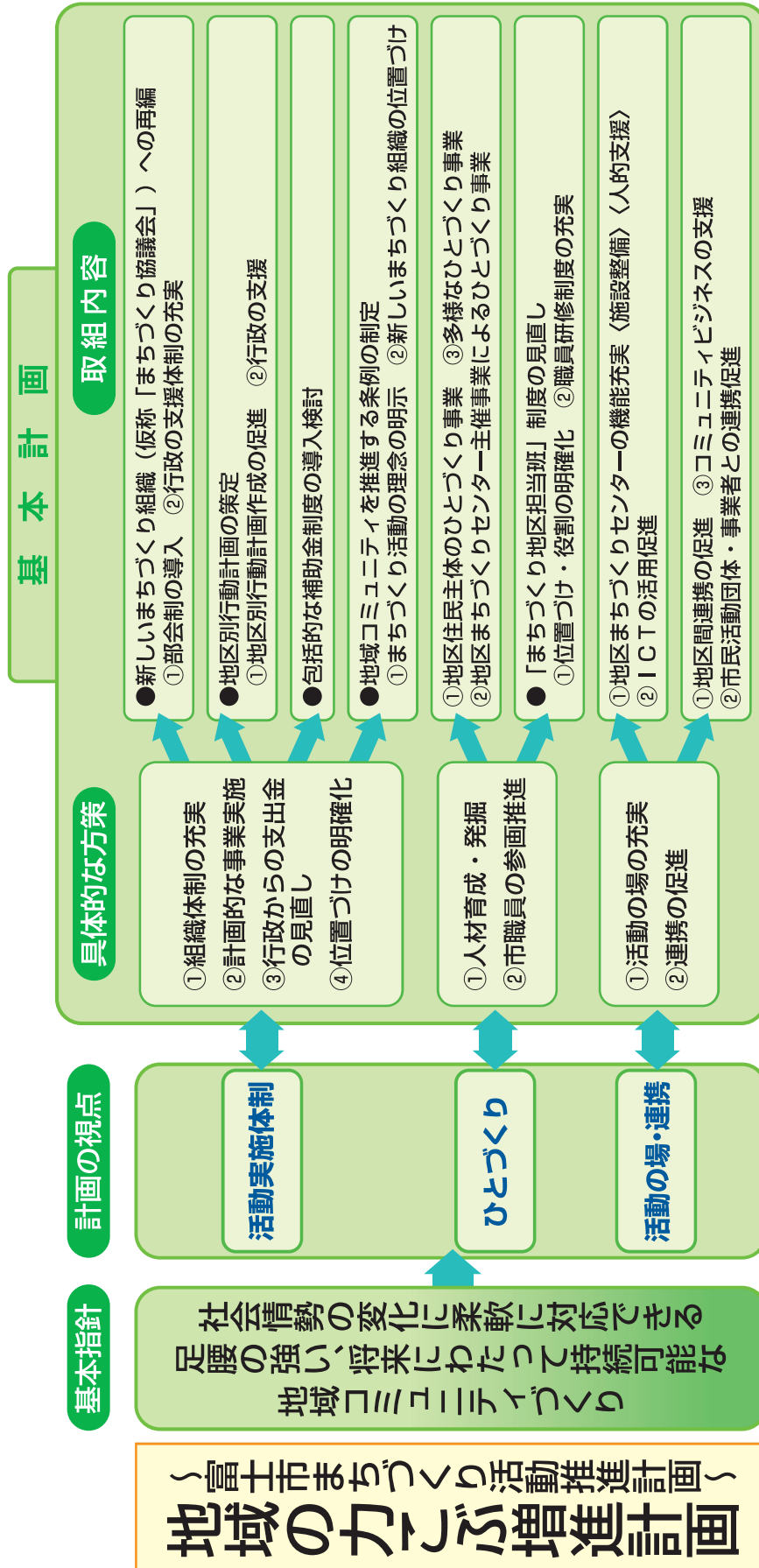
千代田区では、母親、父親などOBを含めたグループ（千代田区こども110番連絡会）がコミュニティを運営しています。本コミュニティがきっかけとなりリアルな会議が実施され、連絡会会員同士がより強固に結束されました（区担当者を集めた会議、公立小学校PTA代表者を集めた会議）。この新しいシステムを、地域を巻き込んだ安全対策へ展開中です。

○新潟県長岡市

長岡市では、市内のグリーンツーリズムに関する情報発信・共有し、トラックバック機能（他人のブログの記事に自身のブログへのリンクを作成する機能）による連携や、データベースなどの新たな取組みの効果も意見交換しました。

また、災害時にSNS内の地図上に、災害写真とコメント記入を専門に扱うコミュニティとして、災害実験時に各種情報を掲載しました。これにより、市民から危険箇所の書き込みに対して、市危機管理防災課から即座に対応でき、現地写真や地図を組み合わせることで、分かりやすい情報が携帯電話を含めいつでも、どこでも、だれでも情報発信できるため、今後の災害活動時に大いに期待できます。

計画の体系



第5章 基本計画－具体的な方策－

第1節 活動実施体制

1 現状と課題

(1)組織体制

- ◇3つの主要な地区団体である「まちづくり推進会議（会）」、「町内会・区（自治会組織）」、「生涯学習推進会」が中心となって、各種地区団体が、活発なまちづくり活動を展開しています。
- ◇これらの地区団体は、各組織の関係や役割分担が概念的で、地区団体間の役割分担、連携関係が不明確で、必ずしも円滑に行われていない現状があります。
- ◇地区の課題に柔軟に対処するため、各地区団体の連携協力関係を、さらに円滑にする組織体制、システムが求められています。
- ◇行政の所管課についても、地区団体ごとに縦割りになっているため、地区全体の連絡、調整を可能にする体制、システムが必要となります。

(2)実施事業

- ◇各地区団体が、地区住民の親睦交流、安全・安心なまちづくり、環境、福祉など様々な分野で、活発なまちづくり活動を実施しています。
- ◇まちづくり推進会議（会）は、主に、祭りなどの地区住民の親睦交流イベントの企画、実施を中心に行い、地区の課題を整理し、各地区団体が実施する事業の調整する機能までは担えていない現状にあります。
- ◇安全・安心なまちづくりの分野等では、まちづくり推進会議（会）を中心に、各地区団体の連携・協力を図りながら、地区が一体となった活動が見られます。
- ◇地区の課題解決に向けた計画的な事業実施がなされていないため、複数の地区団体で同種の事業を行っていて、事業の重複などの弊害があります。

(3)活動資金

- ◇事業のための活動資金は、町内会・区からの会費、負担金等と、行政からの支出金（補助金）で賄われていますが、一部地元事業者からの協賛金、寄付金がある地区があります。

〔 資料編11頁：「各地区まちづくり推進会議（会）歳入項目別構成比率」
12頁：「各地区生涯学習推進会歳入歳出項目別構成比率」 参照 〕

- ◇行政からの支出金については、まちづくり活動全般を対象事業とする「まちづくり推進事業補助金」（補助率1/2、1地区50万円上限）がありますが、多くの地区では、祭り等のイベントの活動資金に充当されています。
- ◇その他の行政からの支出金は、各所管課から、地区団体ごとに、事業内容を指定

した、縦割り型になっています。

- ◇地区住民の自前の活動資金についても、町内会・区から負担金として支出されていますが、各地区団体の活動内容等に応じて、細かく分類されて、割り振られています。
- ◇この活動資金の流れが、各地区団体が連携して、課題を共有し、柔軟な資金運用により、地域の課題解決に向けて、対応していくことを阻害している例も見られます。

(4)組織の位置づけ

- ◇地区全体の連携、協力を図りながら、まちづくり活動を推進する組織について、行政計画や条例などでの規定がないため、組織の位置づけが曖昧になっています。
- ◇条例などを制定し、地域コミュニティを、行政と協働してまちづくり活動を推進していくパートナーとして、理念的に位置づけ、まちづくり活動を担う組織の位置づけを明確にして、持続可能な社会システムとして定着化させる必要があります。

2 今後の取組

(1)組織体制の充実—新しいまちづくり組織（仮称「まちづくり協議会」）—

各地区団体の連携、協力関係を強化し、地区が一体となったまちづくり活動を推進するため、まちづくり推進会議（会）の役割、機能を改めて見直し、町内会・区、まちづくり推進会議（会）、生涯学習推進会、その他の地区団体等の関係、役割分担を体系化し、新しいまちづくり組織（仮称「まちづくり協議会」）に再編することを促進します。

①部会制の導入

仮称「まちづくり協議会」では、地区の課題解決に向けて、効果的、効率的に事業を実施できる機能的な組織体制とするため、部会制の導入を提案します。

具体的には地区内のまちづくり活動を全体的に統括し、計画的に推進していく「総務・企画部門」と、実際の事業を実施する「活動・実行部門」に分けて、地区全体の活動を調整できる組織体制とします。

30頁 図1：「現在のまちづくり組織の概念図」

31頁 図2：「新しいまちづくり組織（仮称「まちづくり協議会」）の概念図」

32頁 図3：「新しいまちづくり組織の概念図（仮称「まちづくり協議会」の構成（案））」参照

図1

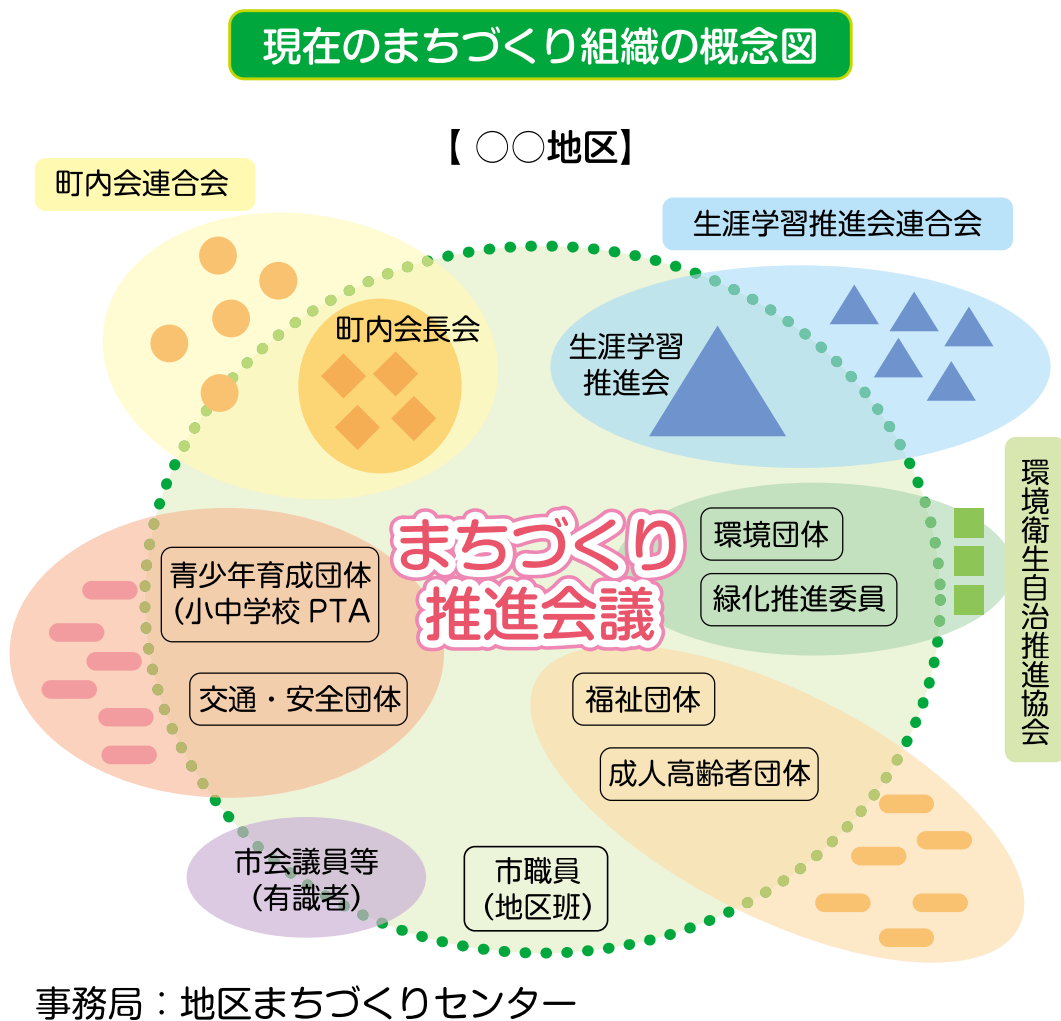


図2 新しいまちづくり組織（仮称「まちづくり協議会」）の概念図

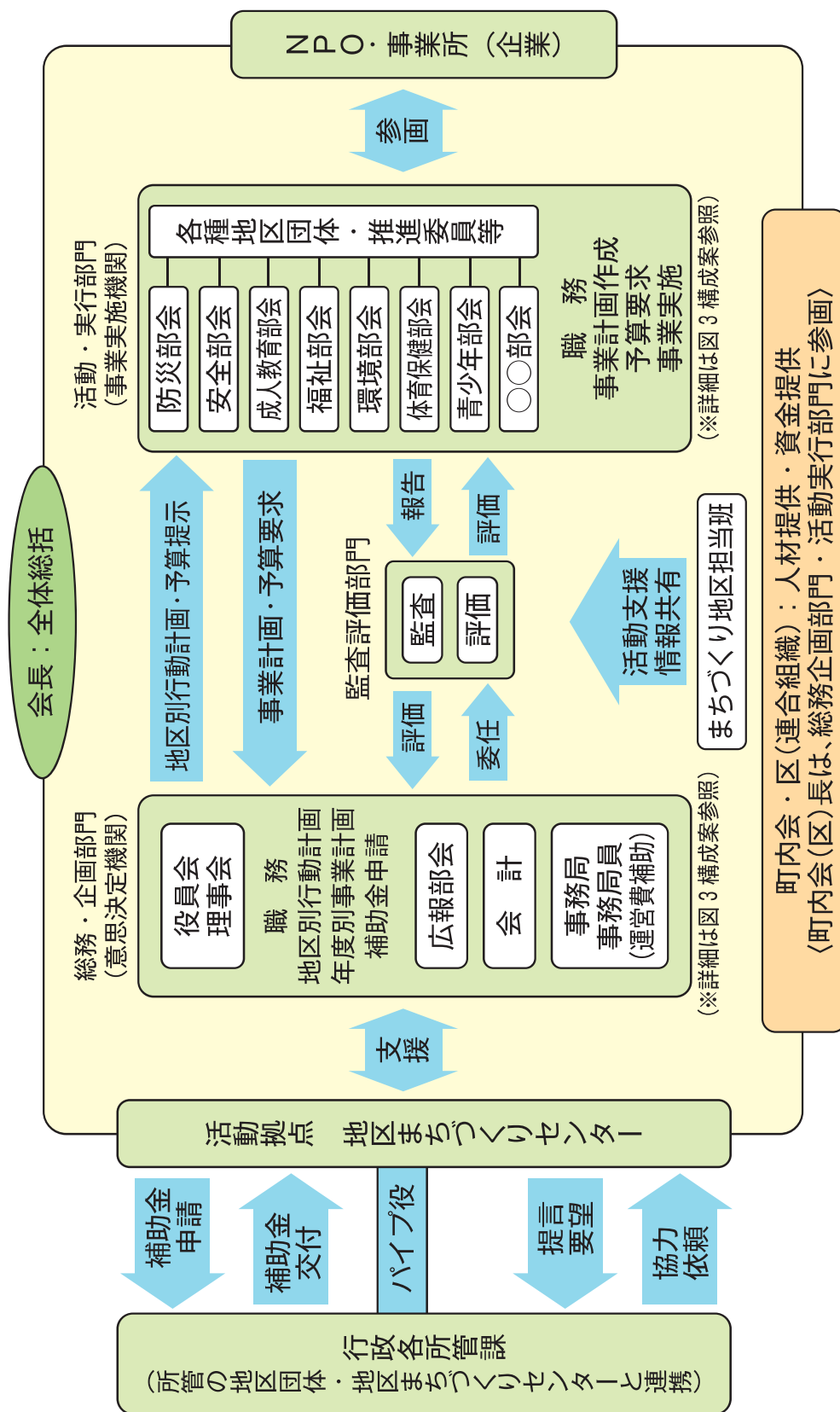


図3

新しいまちづくり組織の概念図（仮称「まちづくり協議会」の構成（案））

※地区団体及び部会の構成は例示です。

◇総務・企画部門の構成（案）

役員会・理事会

活動内容：地区別行動計画、年度別事業計画、補助金申請

所属団体：町内会（区）長、各部門代表者、地区団体役員、有識者、市職員まちづくり地区担当班 等

広報部会

活動内容：情報公開の促進、広報誌作成、ICTの活用（ホームページ等）

所属団体：生涯学習推進会（総務部）等

会計

活動内容：会計管理

事務局

活動内容：補助金申請書類、会議書類、及び各種通知の作成

所属団体：事務局員（地区まちづくりセンター。将来的には地区で任用を検討）

◇活動・実行部門の構成（案）

防災部会

活動内容：防災訓練の実施等の防災活動

所属団体：自主防災会、地域防災指導員、消防団分団、水防団分団、用水委員、市職員防災地区担当班 等

安全部会

活動内容：防犯活動、交通安全運動の実施

所属団体：地区安全会議、生涯学習推進会（安全教育部）、交通安全指導員、交通安全協会、地域安全推進委員 等

成人教育部会

活動内容：文化祭、地区生涯学習の実施

所属団体：生涯学習推進会（成人教育部）、男女共同参画地区推進員、女性ネットワーク・富士 等

福祉部会

活動内容：地区福祉活動の実施

所属団体：女性団体、地区福祉推進会、民生委員・児童委員、悠容クラブ 等

環境部会

活動内容：環境美化活動の実施

所属団体：環境衛生自治推進協会、公園愛護会、ごみマイスター、緑化指導員 等

体育保健部会

活動内容：体育祭、その他健康推進活動の実施

所属団体：生涯学習推進会（体育保健部）、スポーツ推進委員、健康推進員 等

青少年部会

活動内容：非行青少年の早期発見、補導活動、その他青少年健全育成事業の実施

所属団体：生涯学習推進会（青少年育成部）、小中学校 PTA、子ども会世話人連絡協議会、放課後児童クラブ運営委員会、青少年指導員 等

◇監査・評価部門のあり方については、総務企画部門・活動実行部門から独立している必要があり、構成員、監査・評価の方法を含めて今後検討していきます。

＜総務・企画部門＞

- ◇総務・企画部門は「役員会・理事会」、「広報部会」、「会計」等で構成します。
- ◇「役員会・理事会」では、計画的、継続的なまちづくり活動を推進するため、民主的な手続き（合議制）で、地区全体の事業を調整します。また、「広報部会」では、活動内容を周知し、事業の透明性を図るため、積極的な情報公開を行っていきます。

＜活動・実行部門＞

- ◇活動実行部門は、生涯学習推進会の専門部「安全教育部」、「成人教育部」、「体育保健部」、「青少年育成部」をベースに、各地区の地区団体の活動状況、課題などの特性に応じ、新たに「防災部会」、「福祉部会」、「環境部会」等を組織するなど、柔軟な組織体制とします。
- ◇部会の構成は、各部会に、各地区で活動する各種地区団体・推進委員等が所属し、地区団体間の連携・協力関係を強化し、情報共有を図りながら、各分野のまちづくり活動を実施します。
- ◇特に「防災部会」については、東日本大震災を踏まえて、安全・安心なまちづくり活動への関心が高まっていることから、「富士市地域防災計画」との整合を図りながら、構成団体、活動内容を検討する必要があります。

＜事務局＞

- ◇新しいまちづくり組織（仮称「まちづくり協議会」）へ移行、また移行後の組織運営、特に、地区全体の事業を調整する総務企画部門の運営などについては、当面、まちづくりセンターが事務局機能を担います。
- ◇将来的には、組織の運営、事務局機能は、地区住民自らが担うことが望ましいため、事務局の人件費を含めた、運営費に対する補助金制度の導入について検討します。併せて、事務局職員の研修制度についても検討を行います。

②新しいまちづくり組織のメリット

- ◇組織を体系化することで、民主的な運営、情報公開が図られて、地区のまちづくり活動への関心が高まります。
- ◇部会制の導入により、地区団体間の連携が促進され、事業内容の重複が解消されるなど、課題解決に向けた、効果的、効率的なまちづくり活動が行われます。
- ◇部会制の導入当初は、会議の運営等の事務量増大が見込まれますが、将来的には、地区団体間の連携が促進され、実施事業の効率化を推進し、地区団体等の整理、役員重複の解消について検討し、地区住民の負担軽減を図ります。

③行政の支援体制

- ◇新しいまちづくり組織の再編を促進するため、
 - ・ 規約のモデル案
 - ・ 組織の運営マニュアル案



- ・まちづくり活動事例集 等
- を提示し、地区住民の理解を得ながら、地区の特性を活かした組織づくりを推進します。
- ◇地区まちづくりセンターは、各所管課と各部門（部会）とのパイプ役となり、連絡・調整機能を担います。
- ◇各所管課は、新しいまちづくり組織の自主的なまちづくり活動を尊重します。

(2)計画的な事業実施 —地区別行動計画の策定—

地域課題の発掘・課題解決に向けた事業を効果的、効率的に行うために、各地区団体がそれぞれ個別事業を実施するのではなく、地区の将来像を見据えて、計画的に事業を行っていく必要があります。

①地区別行動計画の策定

- ◇地区住民が主体となったまちづくり活動を計画的に展開していくため、第五次富士市総合計画で示された「地区住民が描くまちづくりの構想」をもとに、「地区別行動計画」の作成を促進します。
- ◇地区別行動計画の策定にあたっては、まちづくり推進会議（会）を再編して組織される新しいまちづくり組織の『総務・企画部門』が中心となります。
- ◇「活動・実行部門」は、地区の課題解決に向けて、各地区団体の実施事業を調整しながら、具体的な事業内容を提案します。

②行政の支援

- ◇各地区での地区別行動計画の策定について、市も積極的に支援を行います。
 - ・策定のためのノウハウ提供（アドバイザーの派遣）
 - ・策定にかかる費用の支援（業務委託等）
 - ・市職員（地区担当班等）の参画 等

(3)行政からの支出金の見直し —包括的な補助金制度—

部会制の導入等の新しいまちづくり組織の再編による一体的なまちづくり活動の推進と、地区別行動計画の策定による計画的なまちづくり活動の推進など、まちづくり活動の活性化に向けた取組を段階的に推進した上で、包括的な補助金制度の導入について検討します。

①包括的な補助金制度の導入

- ◇包括的な補助金制度とは、用途に一定の幅のある補助金、交付金を交付し、各地区の特性や課題に応じて、地区住民が主体となって、配分を決めて、事業を実施

していく制度です。

◇包括的な補助金制度は、多くの自治体で先進的に導入されていますが、その形態は様々です。

◇具体的には、既に各地区団体が、行政からの各種補助金等を活動資金として、様々なまちづくり活動を行っていることから、各種補助金を一括で交付し、各地区に一定の裁量権を付与する制度の導入を検討します。

(36頁 図4：「包括的な補助金制度の概念図」参照)

◇本計画の策定に際し設置した庁内検討委員会では、各課所管の地区団体等の組織体制、実施事業について洗い出しを行い、包括的な補助金制度への移行について、検討を行いました。

◇今後、庁内検討委員会で検討した方向性に基づき、各課所管の補助金など、行政からの支出金の内容について、該当団体と協議を行うなど、さらに詳細な検討を行い、包括的な補助金制度への移行が可能な事業から、段階的な導入を検討していきます。

(37頁：「[参考資料](#) 各課所管の地区団体等の今後の方向性」参照)

②包括的な補助金のメリット等

◇包括的な補助金制度の導入にあたっては、民主的な補助金の配分決定、計画的な事業実施、会計管理の適正化、事業実施後の監査体制などの、組織体制、事業実施体制を確立することが課題となります。

◇包括的な補助金制度へ移行した補助対象事業費を流用可能にすることで、各地区の特性、課題に応じた柔軟なまちづくり活動が促進されます。

◇補助金の配分を、地区の裁量権にゆだねることが、各地区の特性、課題について考えるきっかけとなります。

◇各地区団体の組織、活動状況を、地区全体で把握することで、相互理解が深まり、事業内容の重複などの弊害が解消されます。

◇会計、監査体制を一元化することで、会計手続きの明確化、情報公開等が促進され、透明、公正な運営が図られます。

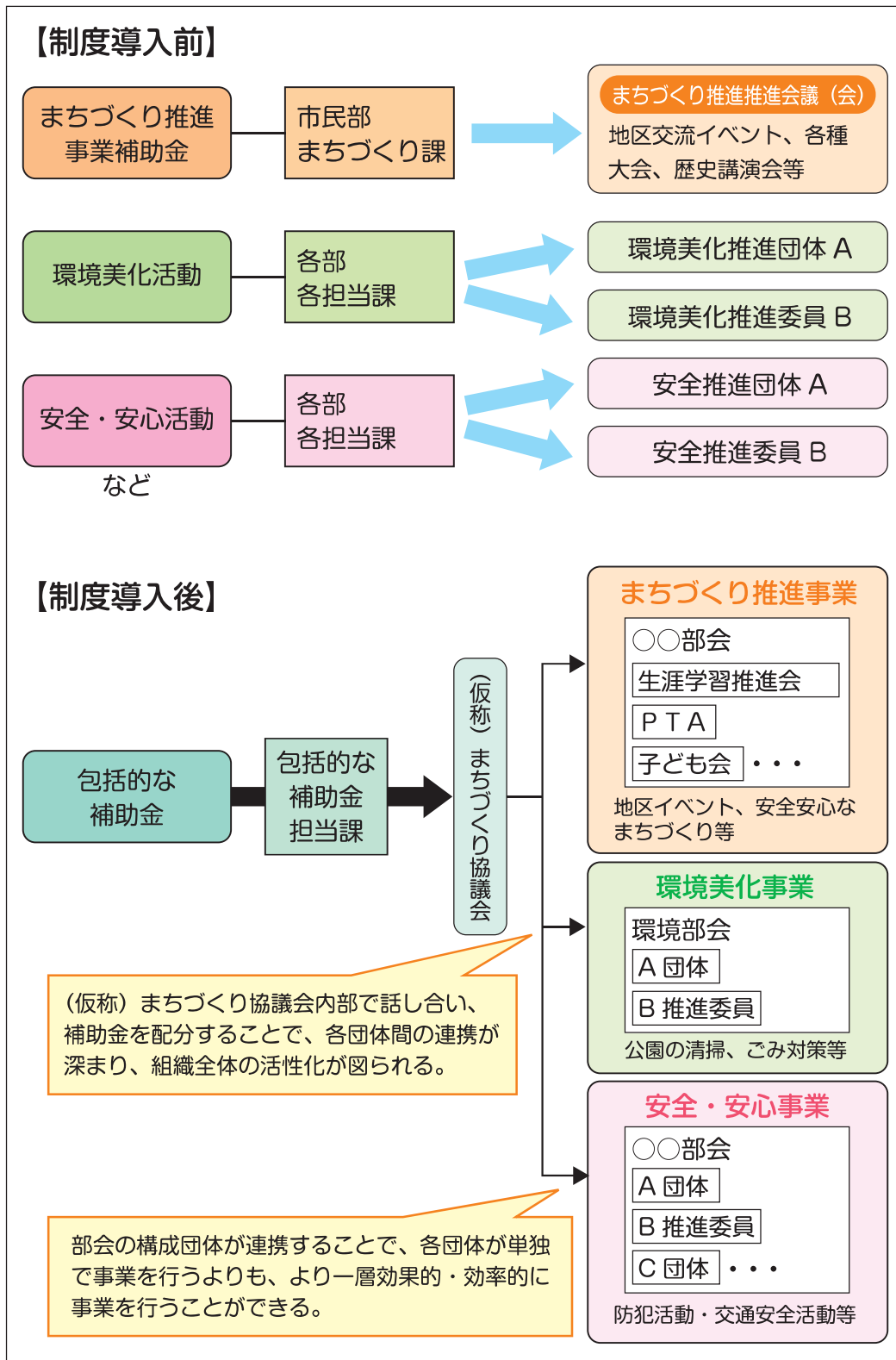
◇町内会・区を通じて、会費などの形態で集められる自前の資金についても、事業の内容に応じて、柔軟な配分を行うきっかけとなります。

◇窓口の一本化により事務手続きが効率化され、申請や相談が容易となり、交付・配分に関する時間短縮が図られます。



図4

包括的な補助金制度の概念図



参考資料

各課所管の地区団体等の今後の方向性

1. 検討の経過

まちづくり活動推進計画庁内検討委員会では、各課所管の地区団体などに関する調査を実施し、調査結果に基づき、各所管課から、ヒアリングを実施した。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1)ヒアリング対象 | 17課（庁内検討委員会構成課） |
| | ①地区団体 20団体 |
| | ②推進委員等 14委員等 |
| | ③連携・支援事業 20事業 |
| (2)ヒアリングの内容 | ①地区団体等の連携強化(仮称「まちづくり協議会」への再編) |
| | ②実施事業・活動資金の見直し（包括的な補助金制度の導入） |

2. ヒアリング結果

ヒアリングの結果、各課所管の地区団体等の今後の方向性について、下記のとおり類型化を行った。

- (1)組織の再編、実施事業の包括的な補助金制度への移行が可能であるもの
- (2)他の地区団体との連携を強化し、組織の再編、実施事業の包括的な補助金制度への移行の可能性について検討するもの
- (3)年齢等の要素で区分された組織などで、国・県レベルの上部組織があり、組織の再編は困難であるが、他の地区団体との連携を強化し、実施事業の包括的な補助金制度への移行の課題・可能性について検討するもの
- (4)国・県等の法令などに基づき設置、実施されており、組織の再編は困難であるが、他の地区団体との連携を強化し、実施事業の包括的な補助金制度への移行の課題・可能性について検討するもの
- (5)すべての地区で組織・実施されていない地区団体・事業であり、各所管課で、まちづくり活動としての今後の方向性、あり方について検討を要するもの
- (6)町内会・区を単位とした地区団体など、連携・支援事業で、地区単位でのまちづくり活動ではないもの
- (7)市全体を対象とする活動で、地区単位のまちづくり活動に該当しないもの

今回まとめた方向性に基づき、さらに、各地区団体などのあり方、形態、活動の経緯などについて、活動に携わってきた地区住民、役員、及び各所管課から、十分に意見を聴取し、協議を重ねて、具体的に可能と判断されるものから、段階的に、組織の再編、包括的な補助金制度の導入を推進していく。

また、各所管課からは、各地区における諸事業の実施主体の確保、実施事業の確実性の担保を危惧する意見が多くあった。計画策定後、包括的な補助金制度の制度設計を検討する中で、各種まちづくり活動の実施主体、実施事業を、どの程度、どのような手法で担保していくかについて、検討を進めていく。

※各所管課から推進委員などの個人に報償費などとして支払われているものの包括的な補助金制度への移行については、事業の内容、公平性等について慎重に検討する必要がある。

(4)位置づけの明確化 —地域コミュニティを推進する条例の制定—

組織体制の充実（仮称「まちづくり協議会」への移行）、計画的な事業実施（地区別行動計画の策定）、行政からの支出金の見直し（包括的な補助金制度の導入）などの、まちづくり活動の実施体制の整備を段階的に推進することと並行して、コミュニティを推進する条例の制定について検討します。条例では、まちづくり活動の理念、新しいまちづくり組織の役割などを示して、本市における「地区のまちづくり活動の位置づけ」を明確化します。

地区のまちづくり活動の役割、組織などについて条例化する取組は、多くの自治体で行われています。条例の制定手続き（検討組織の設置）、及び詳細な内容などは、他自治体の例を参考にしながら、今後検討します。

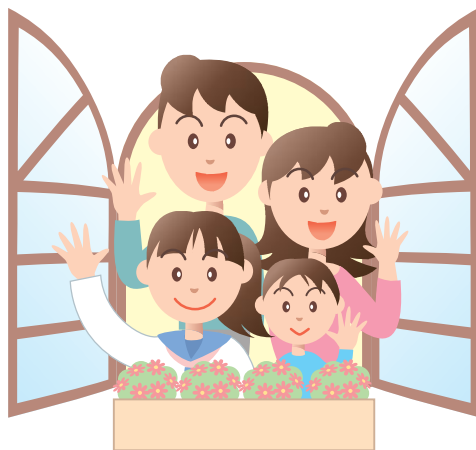
①まちづくり活動の理念

行政と協働してまちづくりを推進するパートナーとして、行政と地域コミュニティ双方の役割・機能を理念的に示します。

②新しいまちづくり組織の位置づけ

新しいまちづくり組織を、「地区のまちづくり活動を計画的、継続的に運営できる、地区を代表する組織」として、明確に位置づけます。

本市では、「議会基本条例」、「市民活動との協働に関する基本指針」が制定されています。また、住民参加手続きについても、パブリックコメント制度の要綱や、審議会などの運営の指針などを定め、まちづくり活動を担う主体ごとに、個別の取り組みが行われていることから、地域コミュニティについても、単独条例を制定することを検討します。



第2節 ひとづくり

1 現状と課題

(1) まちづくり活動を担う人材

- ◇町内会・区への加入率は高いが、まちづくり推進会議（会）、生涯学習推進会などの活動をはじめとする、実際のまちづくり活動への参加には消極的な住民が多い傾向にあります。
- ◇まちづくり活動に参加できない理由としては、時間がないことを理由としてあげる人が最も多くなっています。そのため、特定の役員に負担が偏ることなく、できるだけ多くの地区住民が、できる時に、できる場で、できることを、積極的に参加できる「ひとづくり」が必要となります。
- ◇年齢別では、子育て世代の40代は、子どもを介して、まちづくり活動に参加していますが、30代以下の人たちは、まちづくり活動への関心が少ない傾向にあります。そのため、コミュニティ活動に積極的に参加できる若年層の「ひとづくり」が必要となります。その一方で、子育てを終え、職場をリタイヤした、比較的時間に余裕のある、知識・経験が豊富なシニア世代を、まちづくり活動に取り込むための「ひとづくり」も必要となっています。
- ◇性別では、40歳代の子育て世代の役員は、女性が多く、町内会・区や生涯学習推進会など、シニア世代の地区役員は男性が多いことから、性別に関わらず、地区役員等を引き受けられる「ひとづくり」が望ましい形とします。

(2) 市職員の参画

- ◇地区在住の市職員により組織された「まちづくり地区担当班」は、地区の親睦交流イベントへの参加を中心とした活動にとどまっています。
- ◇「まちづくり地区担当班」の具体的な役割が明確でないことから、市職員として、地域力の向上のために、まちづくり活動に、どのように関わったらよいか、戸惑いがあります。
- ◇各地区のまちづくり組織の中で、「まちづくり地区担当班」の位置づけ、役割を明確にし、自らの役割を意識しながら、まちづくり活動に、積極的に関われる体制づくりが必要です。

2 今後の取組

まちづくり活動は、特定の役員に偏ることなく、年代、性別を越えた幅広い人材に支えられることで、さらなる活性化が図られ、持続可能な形態となります。

そのために、「地域の暮らしをより充実させるため、まちづくり活動に積極的に参加し、主体的に行動するひとづくり」を支援していく必要があります。

(1)人材育成・発掘

①地区住民主体のひとづくり事業

- ◇地区の特色を活かし、地区の課題を自らの課題と捉え、地区住民が主体となって、課題解決のできるまちづくり活動を推進するため、地区主催で、地区の実情に併せて実施するひとづくり事業を支援します。
- ◇地区主催の人材育成、発掘事業については、現行の「まちづくり推進事業補助金」を活用することが可能ですが、地区住民の親睦交流事業へ充当されていることが多いことから、さらに、ひとづくり事業の実施を促進するため、補助制度の改正を行っていきます。
- ◇地区主催のひとづくり事業の企画、運営にあたっては、地区まちづくりセンター職員が、ノウハウの提供など積極的な支援を行うとともに、平成21年度から3年間実施した「地域の力こぶアップふじワクワクまちづくり塾」の受講者の参画を促していきます。

②地区まちづくりセンター主催事業によるひとづくり事業

- ◇「富士市教育振興基本計画」では、「学びあい 学び続ける「ふじの人」づくり」を基本目標として、社会教育の分野において、地域社会の様々な領域で活躍できる人材を育成するため、活動に結びつく学びを提供する「地域行動学科（人材育成講座）」の充実を、重点的な取組とし、具体的な目標値を設定しています。
- ◇地区まちづくりセンターで主催する社会教育事業（各種講座）においても、地区のまちづくり活動に繋がるひとづくり事業を積極的に取り入れます。
- ◇単に、各種講座を開催するだけでなく、受講者が、実際のまちづくり活動に参加できるよう意識し、講座内容を工夫していきます。

③多様なひとづくり事業

- ◇多様な人材の参画を促すため、特に、「女性」、「若年層」、「シニア世代」が、まちづくり活動に接する機会を設けていきます。
- ◇「男女共同参画（男女共同参画課）」、「青少年健全育成（社会教育課）」、「シニア世代の社会参加（市民協働課）」を推進する事業では、積極的に、まちづくり活動を取り上げて、意識啓発を図っていきます。
- ◇具体的には、「女性」、「若年層」、「シニア層」について、ターゲットを絞った、まちづくり活動に関する講座、研修の開催や、地区団体の役員との意見交換の場を設けることなどを、積極的に推進していきます。
- ◇特に、本市は、平成21年度に「男女共同参画都市宣言」を行っていることから、まちづくり活動への女性の参画を促進するため、「男女共同参画プラン」に基づいた、ひとづくり事業を積極的に推進していきます。

④各種研修等の活用

- ◇市が実施する事業以外にも、国、県、大学等の教育機関、その他関係機関が実施する、地域コミュニティに関する研修、講座について、情報を整理し、データベース化して、積極的に情報提供を行います。
- ◇各種研修、講座等への参加を促進するため、参加料の一部を補助する制度について検討します。
- ◇研修等への、受講意欲の維持、向上を図るため、参加した研修制度等を記録し、資格認定を行う制度について、調査研究をします。

(2)市職員の参画推進 —「まちづくり地区担当班」制度の見直し—

地区在住の市職員による「まちづくり地区担当班」を充実し、活性化を図るため、(仮称)まちづくり協議会への移行と併せて、制度の見直しを行います。

①役割の明確化

- ◇市職員が地区住民の一員として、まちづくり活動に参画できる環境を整えるため、行政組織、及びまちづくり組織における位置づけ、役割を再確認し、整理します。
- ◇位置づけ・役割を整理した結果に基づき、本市独自のマニュアル、ハンドブック等の作成について検討します。併せて、以下の点について、先進事例の調査研究を行います。
 - ・「まちづくり地区担当班」として行うべきことなど、役割の明確化。
 - ・公務と公務外（ボランティア）の基準の明確化や、人事制度等の位置づけ。
 - ・管理職、市外在住職員の参画。（1人1地区制度の調査研究）
- ◇位置づけ・役割を明確化し、市職員と地区住民に伝えることで、まちづくり活動への自覚が促され、積極的に参画できるようになります。

②職員研修制度の充実

- ◇「まちづくり地区担当班」の市職員には、行政職員としての専門知識を活かし、まちづくり活動の助言者、ファシリテーター¹²、専門指導者としての役割が期待されています。
- ◇まちづくり地区担当班員への、本計画の内容の周知を図るとともに、マニュアル、ハンドブックの作成後、その内容について研修を行います。
- ◇市職員のまちづくりに関する知識や理解を深めるため、人事課で実施する各研修において、まちづくりに関する講座を引き続き実施します。
- ◇まちづくり活動のノウハウを身につけるためには、現場での研修、実践が大切であることから、実際のまちづくり活動を題材にしたワークショップ形式の研修等を、積極的に取り入れます。

11 関連し合う情報を収集・整理して、検索作業や更新作業を効率化したファイル。

12 会議の参加者が対等な立場で意見を自由に出し、民主的に会議が進むように行動する進行役。



ちょっと一息

富士市は『男女共同参画宣言都市』

男女共同参画社会基本法制定10周年の節目の年にあたる平成21年、男女共同参画社会の実現に向けた気運をより一層高めていくため、富士市は、内閣府の指定を受け、「男女共同参画宣言都市」となりました。県内では島田市に続いて2番目の男女共同参画宣言都市です。

『男女共同参画都市宣言』

雄大な富士山のもと
世界につながる駿河の海をのぞみ
未来に向かって流れる富士川とともに
さまざまな歴史と伝統を織りまぜ、発展していく富士市
このまちで生活するわたしたちは
心豊かに、自分らしく生きるために
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一、女（ひと）と男（ひと）が、おたがいに認めあい、共に責任を分かちあいます。
- 一、女（ひと）と男（ひと）が、家庭でも、地域でも、仕事でも協力しあい、共に明るい未来をつくります。
- 一、女（ひと）と男（ひと）が、あらゆる人と支えあい、共に生きる安全で安心なまちをつくります。
- 一、女（ひと）と男（ひと）が、個性と能力を発揮しあい、共に夢や目標に向かって努力します。

平成21年9月9日

『女性も男性も、対等な立場で地域活動に取り組んでいるまち』
を目指しています。

第3次富士市男女共同参画プランでは、目指すまちの姿の一つとして、『女性も男性も、対等な立場で地域活動に取り組んでいるまち』をあげています。

人々の生き方や考え方が多様化している現代社会において、旧来の慣習や慣行にとらわれずに、女性も積極的に地域活動に参画していくことが重要となります。

しかし、PTAや子ども会をはじめとした地区団体の活動の場で、女性が企画運営の中心的な役割を担っていますが、代表などの役職には男性が就く傾向があり、意思決定の場への女性の参画が必ずしも進んでいない状況があります。

今後、地域のまちづくり活動をさらに活性化させていくためには、現在女性の就任が少ない役職や活動の場においても、女性の参画がますます望まれるところです。

こうした中で、女性も男性も対等な立場で、力を合わせて地域の課題に取り組んでいくことが大変重要となってきました。

今まで積み重ねてきた地区の活動に、女性ならではの視点やアイデアを積極的に活かしていくことで、より一層、魅力あふれるまちづくりが実現できるのではないのでしょうか？

第3節 活動の場・連携

① 現状と課題

(1)活動の場

①地区まちづくりセンター

<施設整備>

- ◇現在の地区まちづくりセンターは、昭和40年代から順次整備されてきたものであり、施設によっては、耐震性、規模等について課題があるため、改築事業を計画的に推進していく必要があります。
- ◇機能面では、まちづくり活動を行っていく上で、地区住民の誰もが使いやすい施設とするため、地区団体の活動の場の確保や、ユニバーサルデザイン¹³化、ICT環境の整備が課題となっています。

<人的支援>

- ◇地区まちづくりセンターの職員は、各地区のまちづくり活動を支援する役割を担っていますが、地区住民による主体的なまちづくり活動を損なわないために、職務の内容、範囲について、一定の基準が必要となります。
- ◇地区まちづくりセンターの職員は、地区団体間の連絡・調整、地区の課題解決の支援、地区住民と行政を繋ぐパイプ役など、各地区のまちづくり活動を支援するために、地区内外のまちづくり活動に関する情報収集、知識の習得などが求められています。

②ICTの活用

- ◇ICTを活用し、情報発信・交換、地区団体の連携促進、地区住民の交流を促進する、新たな活動の場を設けることは、まちづくり活動の活性化を図る上で、有効な手段です。
- ◇地区団体の中には、ウェブサイト¹⁴を自主運営している事例もありますが、役員などの個人の技術に頼っており、行政の支援体制は整っていません。
- ◇ICTを活用した新たな活動の場を整備していくため、専用のウェブサイトの設置、ノウハウの提供、人材育成などの支援が必要であります。



13 障害者や高齢者なども含め、すべての人にとって使いやすく分かりやすい、安全・快適な「もの・まち・サービス」を目指す考え方。

14 ウェブページ、ホームページ；情報提供サービスが行われるインターネット上の場所。

(2)連携

①地区間の連携

- ◇地区内の地区団体間の連携・協力関係を促進するとともに、地区外の地区団体間の情報交換、交流を促進することも、各地区のまちづくり活動を活性化し、地区の課題解決を図っていく上で、重要です。
- ◇主要な地区団体であるまちづくり推進会議（会）には、現在のところ市全体の連合組織がなく、十分な情報交換等が行われていません。

②市民活動団体・事業者との連携

- ◇地区において、まちづくり活動を実施しているのは、各地区団体だけではなく、市民活動団体（NPO）、事業者（企業）など、様々な活動主体も、地区の諸課題の解決に向けた活動を行っています。
- ◇地区団体と市民活動団体、事業者が、互いの特性、専門知識を活かしながら、連携することで、まちづくり活動が、より効果的に実施されます。
- ◇市民活動団体、事業者と地区団体が連携して、まちづくり活動を実施する事例は、テーマや事業が限られますが、一部で行われています。また、活動の範囲を地区に限定しているNPO法人や、商店街振興組合などの事業者団体が、まちづくり推進会議（会）の構成団体となっている事例もあります。

2 今後の取組

(1)活動の場の充実

①地区まちづくりセンターの機能充実

<施設整備>

- ◇耐震性、規模などを考慮しながら、改築事業などを計画的に推進していきます。
- ◇機能面では、改築事業等の際に、ユニバーサルデザイン化を積極的に進めます。
- ◇地区まちづくり活動の拠点施設として、地区団体の活動の場の設置について検討します。
- ◇地区まちづくり活動を実施する上で、必要なICT環境を検討し、設備、備品の整備を行います。

<人的支援>

- ◇地区まちづくりセンター職員が、適切にまちづくり活動の支援を行うことができるよう、新しいまちづくり組織への再編、移行に併せて、まちづくり活動支援マニュアルを整備します。
- ◇地区まちづくりセンター職員自らが、職務を通じて、まちづくり活動を支援するために必要な能力を検討し、専門知識の習得を目的とした職場研修を企画、実施します。

② ICTの活用促進

- ◇ICTの活用により、時間、場所にとらわれない地区住民の情報交換、情報提供が可能となる、新たなまちづくり活動の場を提供します。
- ◇役員の個人的な能力、負担に頼らず、持続的に活動できる場として、市内のまちづくり活動の総合的な情報を掲載したポータルサイト¹⁵を立ち上げ、地区まちづくり活動の活性化を図ります。
- ◇ポータルサイトでは、地区ごとのウェブサイトを設置し、活動内容、イベント情報などを発信することで、情報公開、情報共有が促進され、まちづくり活動の透明性が確保されます。
- ◇地区内外の住民のまちづくり活動の情報交換、交流の場として、地域SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）¹⁶の導入についても、調査研究します。
- ◇ポータルサイトの運営には、専門能力、住民視点の編集能力を持った人材の確保が求められることから、運営方法については、先進事例を参考にしながら、NPOなどへの委託、地元事業者との連携などについて検討します。
- ◇持続的なウェブサイトの運営を可能にするため、地区内での人材育成、発掘を促進するための研修システムについても検討を行います。

(2)連携の促進

①地区間連携の促進

- ◇新しいまちづくり組織「(仮称)まちづくり協議会」への移行が進んだ段階で、各地区会長で連合会（連絡会）を組織します。
- ◇各地区のまちづくり活動の事例などの情報交換、各地区の課題検討、NPO、事業者などとの連携促進を図ることなどを検討します。

②市民活動団体・事業者との連携促進

<市民活動団体>

- ◇市民活動団体の活動拠点として設置している市民活動センター(コミュニティf)と連携し、地区団体、地区住民を対象に講座や研修などの情報提供を行い、市民活動団体と地区団体とを引き合わせ、情報交換の場を提供し、相互理解を促します。
- ◇地区まちづくりセンターが、地区団体と市民活動団体との協働のつなぎ役となるよう、職員研修等の人材育成について検討します。

15 インターネットに接続した際に、最初に訪れる（表示される）玄関となるウェブサイトのこと。

16 パソコンや携帯電話といったICT機器を使用して、ウェブサイト内の日記や掲示板を利用することで、他の利用者と交流したり、行政情報や地域情報などを入手したりすることができる、インターネットを利用した地域向けの交流・情報提供サービスのこと。(P42参照)

- ◇まちづくり活動における、地区団体と市民活動団体との連携を促進するための仕組みづくり、例えば公募制の補助金制度の活用について調査研究します。

<事業者>

- ◇企業のCSR¹⁷活動を、地区団体と連携し、まちづくり活動に取り込むことを促進します。
- ◇事業者の相談窓口として設置している産業支援センター（f-Biz）と連携し、地区団体、地区住民を対象に講座や研修などの情報提供を行い、事業者と地区団体とを引き合わせ、情報交換の場を提供し、相互理解を促します。

③コミュニティビジネス推進の調査研究

- ◇地区の課題を、地区住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決することにより、地区住民の地区活動に対する意識が醸成され、得た収入を地区団体の活動資金に還元していくことができます。
- ◇高齢者介護、子育て支援、障害者自立支援などの福祉分野や、地区住民の交流促進など、様々な分野で、コミュニティビジネスの手法を用いることで、地区の課題解決に向けた取組が行われています。
- ◇組織運営、会計管理、商品開発などに専門的な知識、ノウハウを持つ市民活動団体、事業者との連携が期待できます。

<啓発・情報提供>

- ◇コミュニティビジネスに取り組むきっかけとなるよう、成功事例、先進事例について、啓発、情報提供するため、シンポジウム¹⁸などを開催します。
- ◇広報紙、市のウェブサイトでの啓発、情報提供を積極的に行います。
- ◇コミュニティビジネスを担う人材の発掘、育成のため、地区まちづくりセンター主催講座、市民大学などの社会教育事業を開催します。

<運営支援の調査研究>

- ◇起業に要する費用確保のための各種補助制度、貸付制度、及びコミュニティビジネスに取り組む地区団体の法人化（NPO法人など）の支援について、調査研究します。
- ◇専門知識を有する産業支援センター、NPO法人などと連携した相談窓口の開設について、調査研究します。

17 企業の社会的責任；収益を上げ配当を維持し法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件の実現、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献などの、企業として果たすべき社会的責任。

18 特定の題材について複数の専門家が発表や意見を述べ、聴衆や司会者の質問に答えていく形式の公開討論会。



ちょっと一息

「コミュニティビジネス」

コミュニティビジネスが全国的な広がりを見せています。

コミュニティビジネスは、地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

コミュニティビジネスの先進事例

○静岡県浜松市天竜区熊地区 NPO法人「夢未来くんま」

道の駅くんま水車の里は、NPO法人「夢未来くんま」が運営を行なっています。

1、地場産品の高付加価値化と販売

地場産品と、農産加工品の生産、販売に取り組んでいます。また、商品開発や販売方法の工夫にも力を注いでいます。

2、福祉と環境

独居高齢者への夕食配食サービスや一日をみんなで明るく過ごす生きがいデイサービス「どっこいしょ」の活動を行なっています。

また、棚田の維持保全、ホタルに代表される動植物の保護、水資源涵養のための森づくりなど、地域の自然を守る活動にも取り組んでいます。

3、交流

交流人口の増加を図り、ふれあいと交流を深めるために、各種のイベントを企画・実行しています。

またこれらの人々を受け入れるための施設整備や、運営サービスの向上を努めるなどのほか、スローライフを求めて新たに定住または交流居住（田舎と都会を行き来するライフスタイル）を希望する方への支援活動にも取り組んでいます。

○鹿児島県鹿屋市柳谷町内会（通称「やねだん」）

1、独自の商品開発

遊休農地を活用したサツマイモ栽培と焼酎等の商品開発、土着菌の製造販売など、行政に頼らない地域再生を目指し、独自の商品開発で自主財源を増やしてきました。

2、空き家対策、移住・定住戦略

空き家を活用し「迎賓館」と命名して、全国から芸術家を招き入れたことを始めとして、東日本大震災で被災した福島県からの避難者も受け入れています。



第6章 実施計画

1 計画の期間（工程表）

本計画では、将来的なまちづくり活動のあるべき姿を、計画の基本指針として掲げ、基本指針を実現するための具体的な方策について提示していますが、それぞれの取組内容の推進期間を、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、計画期間中の取組手順を工程表として示します。

2 計画推進体制

まちづくり活動のあり方については、これまで地区住民が取り組んできた長い歴史と経緯があり、その活性化に向けた具体的な方策、取組を推進し、定着させるためには、行政と地区住民がまちづくり活動のあるべき姿を共有し、息の長い取組が必要となります。計画の推進にあたっては、地区住民に十分に説明し、計画の内容の周知を図りながら、各地区の実情を反映させる柔軟な対応が必要となります。

計画の推進にあたっては、様々な地区団体の所管課で組織した庁内検討委員会を、庁内推進委員会に移行し、各地区団体の意見を聴取し、十分な連絡調整を図りながら、慎重かつ着実に推進していきます。

3 計画の検証・評価

5年間の計画期間終了時には、各事業の進捗状況と各地区のまちづくり活動の状況を検証・評価し、社会情勢の変化や、住民ニーズを考慮して、その後の取組について再検討します。

本計画は、地区住民主体のまちづくり活動の活性化を目的としたものであり、計画の進捗状況を示す、具体的な数値目標（指標）は設定しませんが、計画策定前に実施した世論調査、市民ワークショップを、計画期間の終了時に、再度実施し、比較検討することで、その時点での、まちづくり活動の状況を、検証・評価します。

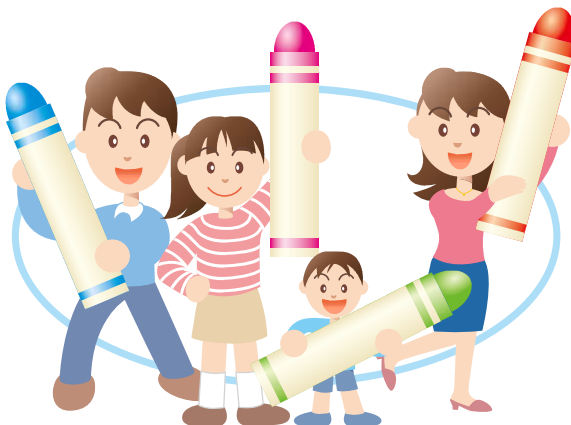


図5 地域のかこぶ増進計画（富士市まちづくり活動推進計画）の実施計画（工程表）（1/2）

■：市が実施すること ■：地区が実施すること

基本指針	計画の視点	具体的な方策	所管課	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
<p>社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり</p>	計画推進体制	各地区団体の所管課で 庁内推進委員会の設置	まちづくり課 まちづくりセンター 地区団体所管課	設置 具体的な方策の進捗状況を検証しながら、各地区団体の連携強化（組織の再編）・包括的な補助金制度への移行を段階的に推進する。	設置準備 まちづくりセンターの進捗状況を検証しながら、各地区団体の連携強化（組織の再編）・包括的な補助金制度への移行を段階的に推進する。				
	組織の充実	組織の再編 -（新しいまちづくり 組織（仮称「まちづくり 協議会」）-	まちづくり課 まちづくりセンター 地区団体所管課	地区説明 （規約案等の提示）	設立 部会制の導入による地区団体の連携を強化				
		組織の位置づけ - コミュニティを 推進する条例の 制定 -	まちづくり課 まちづくりセンター	条例案の 作成	条例制定 手続	条例制定			
	実施事業 活動資金	計画的な事業実施 - 地区別行動計画 の策定 -	まちづくり課 まちづくりセンター 地区団体所管課	計画策定支援策の検討	地区説明 支援策算化	地区説明 策定支援 （アドバイザー派遣等）	行動計画の策定	行動計画に基づき事業実施・必要に応じ事業計画の見直し	まちづくりセンターによる支援
		行政からの支出金の 見直し - 包括的な補助金制度 -	まちづくり課 まちづくりセンター 地区団体所管課	要綱案 作成等	地区説明 予算化	補助金申請・実績報告 試行導入 まちづくりセンターの支援	補助金申請・実績報告	行動計画に基づく補助金申請・実績報告	本格導入・実施事業の段階的な移行・まちづくりセンターの支援
5年間の事業実施状況の確認・検証を行い、事業実施計画を更新									

図6 地域の力こぶ増進計画（富士市まちづくり活動推進計画）の実施計画（工程表）（2/2）

基本指針	計画の視点	具体的な方策	所管課	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり	ひとづくり	地区住民主体のひとづくり事業	まちづくり課 まちづくりセンター	行政と地区住民が連携した事業運営	まちづくりセンターによる事業運営	地区住民主体による事業運営	地区住民主体による事業運営	地区住民主体による事業運営	
		地区まちづくりセンター主催事業によるひとづくり事業	まちづくり課 社会教育課	まちづくりセンターによる支援・運営経費の予算措置	まちづくりセンターによる事業運営	新たな補助金制度の導入	新たな補助金制度の導入	新たな補助金制度の導入	
		多様なひとづくり事業	まちづくり課 男女共同参画課 市民協働課 社会教育課	地域行動学科（人材育成講座）の企画・運営	地域行動学科（人材育成講座）の企画・運営	地域行動学科（人材育成講座）の企画・運営	地域行動学科（人材育成講座）の企画・運営	地域行動学科（人材育成講座）の企画・運営	
		各種研修等の活用	まちづくり課 まちづくりセンター	女性・若年層・シニア層をターゲットにした事業の実施	女性・若年層・シニア層をターゲットにした事業の実施	女性・若年層・シニア層をターゲットにした事業の実施	女性・若年層・シニア層をターゲットにした事業の実施	女性・若年層・シニア層をターゲットにした事業の実施	
	活動の場連携	市職員の参画促進 - ①まちづくり地区担当職員の見直し ②位置づけ・役割の明確化 ③職員研修制度の充実	まちづくり課 まちづくりセンター 人課	まちづくりに関する研修等の情報提供・研修等の参加への補助制度検討・まちづくり活動に関する資格認定制度の調査研究	先進事例の調査・研究 マニュアル等の作成 マニユアル等の作成 制度の導入・職員への周知 新しい制度による活動	先進事例の調査・研究 マニュアル等の作成 マニユアル等の作成 制度の導入・職員への周知 新しい制度による活動	先進事例の調査・研究 マニュアル等の作成 マニユアル等の作成 制度の導入・職員への周知 新しい制度による活動	先進事例の調査・研究 マニュアル等の作成 マニユアル等の作成 制度の導入・職員への周知 新しい制度による活動	先進事例の調査・研究 マニュアル等の作成 マニユアル等の作成 制度の導入・職員への周知 新しい制度による活動
		地区まちづくりセンターの機能充実 施設整備 人的支援	まちづくり課 まちづくりセンター	計画的な改築事業の推進・ユニバーサルデザイン化・まちづくり室の整備・ICT環境の検討等	計画的な改築事業の推進・ユニバーサルデザイン化・まちづくり室の整備・ICT環境の検討等	計画的な改築事業の推進・ユニバーサルデザイン化・まちづくり室の整備・ICT環境の検討等	計画的な改築事業の推進・ユニバーサルデザイン化・まちづくり室の整備・ICT環境の検討等	計画的な改築事業の推進・ユニバーサルデザイン化・まちづくり室の整備・ICT環境の検討等	計画的な改築事業の推進・ユニバーサルデザイン化・まちづくり室の整備・ICT環境の検討等
		ICTの活用促進 地域ポータルサイト SNSの導入	まちづくり課 情報政策課 広報広聴課	先進事例(ポータルサイト・SNS等)の調査 導入システムの検討 予算要求	先進事例(ポータルサイト・SNS等)の調査 導入システムの検討 予算要求	先進事例(ポータルサイト・SNS等)の調査 導入システムの検討 予算要求	先進事例(ポータルサイト・SNS等)の調査 導入システムの検討 予算要求	先進事例(ポータルサイト・SNS等)の調査 導入システムの検討 予算要求	先進事例(ポータルサイト・SNS等)の調査 導入システムの検討 予算要求
		地区間連携促進 まちづくり組織の連合会 (連絡会)の設立	まちづくり課 まちづくりセンター	定期的な連合会(連絡会)の開催・情報交換 連合会(連絡会)組織の運営支援	定期的な連合会(連絡会)の開催・情報交換 連合会(連絡会)組織の運営支援	定期的な連合会(連絡会)の開催・情報交換 連合会(連絡会)組織の運営支援	定期的な連合会(連絡会)の開催・情報交換 連合会(連絡会)組織の運営支援	定期的な連合会(連絡会)の開催・情報交換 連合会(連絡会)組織の運営支援	定期的な連合会(連絡会)の開催・情報交換 連合会(連絡会)組織の運営支援
		市民活動団体・事業者との連携 情報提供(講座・研修) 情報交換(マッチング) 職員研修(人材育成)	まちづくり課 まちづくりセンター 市民協働課 工業振興課	新しいまちづくり組織と市民活動団体・事業者との連携促進 情報提供・情報交換・職員研修等の事業実施	新しいまちづくり組織と市民活動団体・事業者との連携促進 情報提供・情報交換・職員研修等の事業実施	新しいまちづくり組織と市民活動団体・事業者との連携促進 情報提供・情報交換・職員研修等の事業実施	新しいまちづくり組織と市民活動団体・事業者との連携促進 情報提供・情報交換・職員研修等の事業実施	新しいまちづくり組織と市民活動団体・事業者との連携促進 情報提供・情報交換・職員研修等の事業実施	新しいまちづくり組織と市民活動団体・事業者との連携促進 情報提供・情報交換・職員研修等の事業実施
		コミュニティビジネスの支援	まちづくり課 市民協働課 工業振興課	コミュニティビジネス運営支援の調査研究(情報提供・啓発事業・起業費用の補助・貸付制度・専用相談窓口等) の支援 コミュニティビジネスの啓発・情報提供事業の実施	コミュニティビジネス運営支援の調査研究(情報提供・啓発事業・起業費用の補助・貸付制度・専用相談窓口等) の支援 コミュニティビジネスの啓発・情報提供事業の実施	コミュニティビジネス運営支援の調査研究(情報提供・啓発事業・起業費用の補助・貸付制度・専用相談窓口等) の支援 コミュニティビジネスの啓発・情報提供事業の実施	コミュニティビジネス運営支援の調査研究(情報提供・啓発事業・起業費用の補助・貸付制度・専用相談窓口等) の支援 コミュニティビジネスの啓発・情報提供事業の実施	コミュニティビジネス運営支援の調査研究(情報提供・啓発事業・起業費用の補助・貸付制度・専用相談窓口等) の支援 コミュニティビジネスの啓発・情報提供事業の実施	コミュニティビジネス運営支援の調査研究(情報提供・啓発事業・起業費用の補助・貸付制度・専用相談窓口等) の支援 コミュニティビジネスの啓発・情報提供事業の実施
5年間の事業実施状況の確認・検証を行い、事業実施計画を更新									

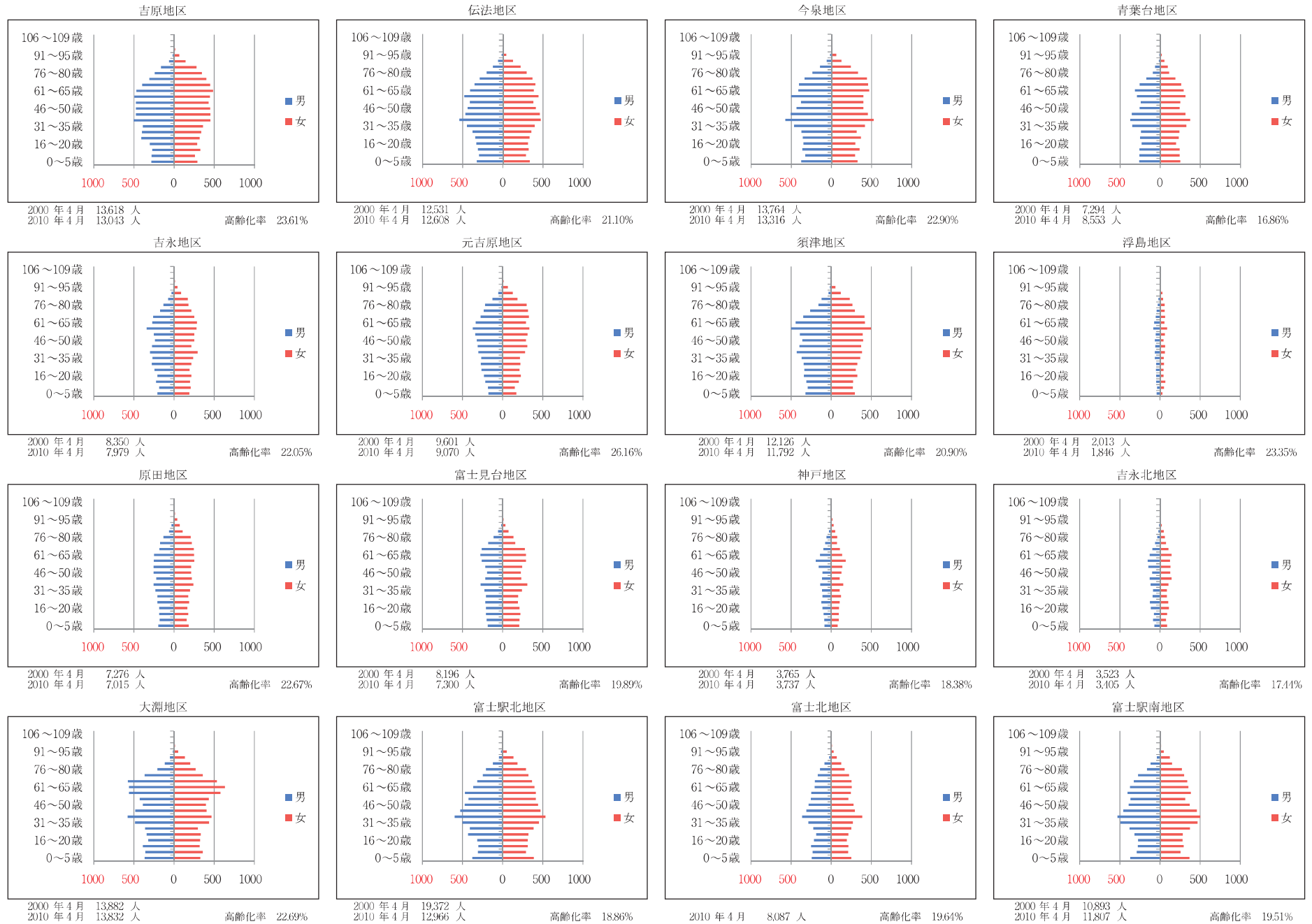
■ : 市が実施すること
■ : 地区が実施すること



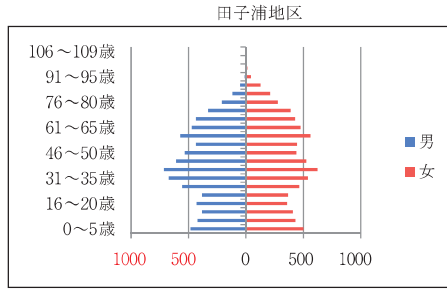
力こぶ 増進計画

資料編

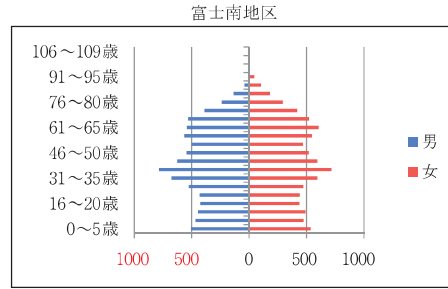
地区別人口構成等一覧表



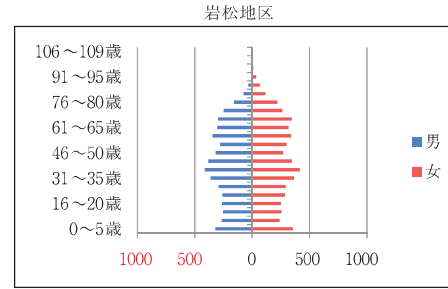
地区别人口構成等一覧表



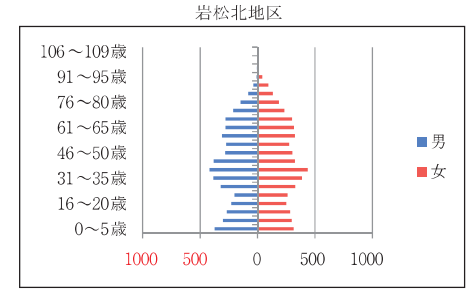
2000年4月 14,349人
2010年4月 15,453人
高齢化率 18.42%



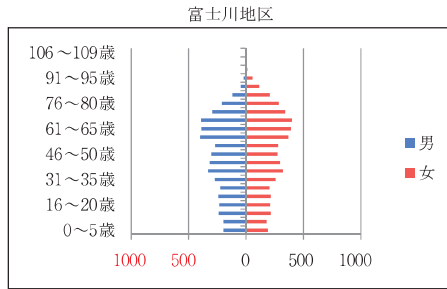
2000年4月 15,517人
2010年4月 16,872人
高齢化率 18.46%



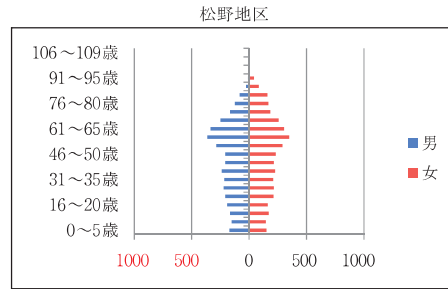
2000年4月 9,435人
2010年4月 9,995人
高齢化率 20.11%



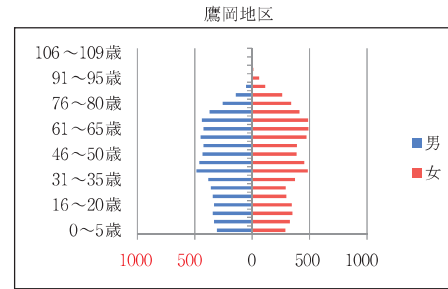
2000年4月 8,540人
2010年4月 9,889人
高齢化率 18.99%



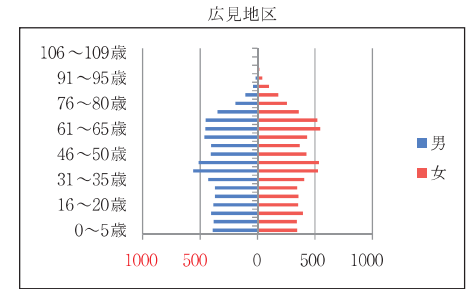
2000年4月 10,264人
2010年4月 9,540人
高齢化率 27.80%



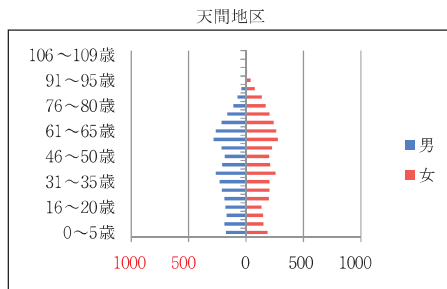
2000年4月 7,510人
2010年4月 7,436人
高齢化率 22.70%



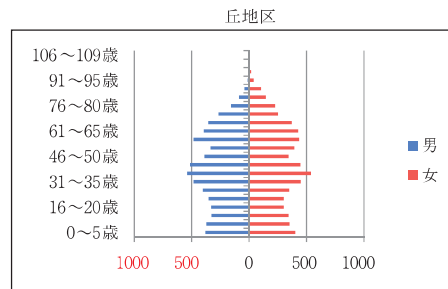
2000年4月 13,320人
2010年4月 13,015人
高齢化率 24.15%



2000年4月 13,345人
2010年4月 13,537人
高齢化率 20.77%



2000年4月 7,093人
2010年4月 6,918人
高齢化率 22.85%



2000年4月 11,152人
2010年4月 12,479人
高齢化率 17.85%

各地区まちづくり推進会議（会） 実施事業 一覧

地区名	事業内容				
	ふれあいのある地域づくり	地域文化の振興	地域指導者等人材育成	安全で住み良い地域づくり	その他事業
吉原	・ さくら祭			・ 小潤川土手にチューリップ植栽 ・ 小潤井川清掃 ・ 防犯ボランティア発足	
伝法	・ 夏まつり			・ 声かけ運動、防犯パトロール ・ 安全推進パレード	・ まちづくり講演会 ・ 伝法まちづくりセンター建設委員会
今泉	・ 善得寺まつり	・ 今泉文庫員会		・ 地域防犯講演会	
青葉台	・ 夏まつり			・ クリーン作戦	
吉永	・ 姫名の里まつり ・ 吉永ふれあいコンサート			・ 吉永クリーン作戦 ・ あいさつ運動幟旗配布 ・ 防犯ブザー新入学児童配布	
元吉原	・ まちづくり祭り ・ ふれあいのつどい	・ 定期演奏会	・ 青少年育成風揚げ大会	・ 野草を楽しむ会 ・ 沼土手草刈清掃 ・ 海岸一斉クリーン作戦 ・ 松苗木植栽	
須津	・ 須津ふるさとまつり			・ 見守り事業 ・ 桜とモミジの下草狩り ・ 須津川クリーン作戦 ・ 須津ふれあい遠足	・ まちづくり講演会
浮島	・ ふるさと浮島春山まつり ・ 地区、東小学校合同体育祭 ・ ふれあいウォーク			・ 浮島緑地公園清掃 ・ 子供の安全を守る運動	
原田	・ 鑑ヶ淵親水公園まつり			・ まちづくり推進総合パレード ・ 環境講座 ・ 新入学児童に防犯ブザー贈呈	
富士見台	・ さくら祭り ・ 広報誌作成 ・ オータムイン富士見台				
神戸	・ 三世代グランドゴルフ大会 ・ 三世代交流カップスタッキング ・ 神戸地区夏祭り ・ 神戸寄席 ・ 歩け歩け大会			・ 桜並木の下草狩り ・ やまぼうしの里事業	
吉永北	・ 風の宮まつり ・ ふれあい夏まつり ・ 菜の花の里まつり			・ 防犯大会	
大淵	・ ふれあいまつり		・ 淵っ子育成事業	・ 防犯教室 ・ 防犯ブザーの配布（一小、二小） ・ クリーン作戦 ・ みつばつつじ植栽	
富士駅北	・ かじま祭り			・ ブラジル、日本人児童合同防犯教室協力	・ 富士駅北地区周辺のあり方勉強会 ・ イトーヨーカドー跡地跡地利用に関する要望書提出
富士北	・ 北翔まつり				・ まちづくりシンポジウム
富士駅南	・ 小木の里まつり ・ 三世代交流歩け歩けグランドゴルフ大会			・ 避難所運営訓練 ・ 安全、安心まちづくり大会	
田子浦	・ 田子浦みなと祭り ・ みなとマラソン大会			・ 田子浦地区安全大会	・ 各種団体懇話会
富士南	・ 三世代交流大集会	・ 大風づくり講習会		・ こどもの安全を守る市民運動	・ 社会福祉協議会寄付 ・ 富士南まちづくりセンター建設準備委員会

地区名	事業内容				
	ふれあいのある地域づくり	地域文化の振興	地域指導者等人材育成	安全で住み良い地域づくり	その他事業
岩松	・かりがね祭り ・グラウンドゴルフ大会			・コスモスの里づくり ・富士川クリーン作戦	
岩松北	・かりがね祭り ・岩松北地区梅まつり			・防犯講座、防犯パレード ・こどもの安全を守る市民運動	
富士川	・広報誌発刊 ・富士川健康ウォーキング				・二地区合同行政懇談会
松野	・松野地区健康ウォーク				
鷹岡	・鷹岡地区さくら祭り				・まちづくり講演会
広見	・広見夏まつり ・どんど焼き ・広見さくら祭り			・安全大会（防災）	
天間	・梅まつり ・広報誌発行			・公園、潤井川清掃 ・高齢者、交通事故防止対策推進モデル地区交付	・新東名、事業所見学会 ・まちづくり講演会
丘	・丘地区さくら祭 ・あるけあるけ丘地区まちづくり大集会			・地域防犯、社会を明るくする運動合同講演会	・まちづくり研修会

平成22年度 各地区まちづくり推進会議（平成21年度事業報告）より
 その他、各地区で行政懇談会、防犯パトロール等を実施

市民ワークショップまとめ

市民ワークショップは、平成22年度・平成23年度の2か年で策定する「まちづくり活動推進計画」について、幅広く市民の意見を反映させるために開催されたものです。

市内26地区において地区組織から選出された方、あるいは公募に応募された方、計72名の参加により、ワークショップ形式での会議が開催されました。

ワークショップとは、小グループに分かれ、カードを使って意見を整理しつつ行う会議です。比較的自由に多くの意見を出しやすく、しかも体系化されるため、全体像もわかりやすくなるという特徴があります。

参加者は、A日程・B日程の2コースに分かれました。ワークショップは、それぞれ、平成22年8月、10月に、2回開催されました。

会議のテーマは、“地域力アップにむけて”とし、地区において暮らしを支え、充実する方策を検討しました。

ワークショップの際には、10名程度の小グループに分かれ、グループディスカッションを中心に行われました。出た意見数は、下表のとおりです。

区分	A日程	B日程	計
第1回	206	208	414
第2回	220	191	411
計	426	399	825

これらを集約し、体系化し、概要をとりまとめたものを次ページ以降に示します。

以上のことから、本とりまとめは、地区の暮らしの充実について、地区の役員などの方々が、どのように考えているかの概要を表すものです。

1 活動推進のテーマ

タテ・ヨコ交流が大切！ みんなで楽しくまちづくりを進めよう！

地区の暮らしを充実し、地域力をアップするためには、それぞれの地区において、各世代（タテ）や各分野の地区組織（ヨコ）相互の交流促進と連携が極めて大切である。このため、それぞれの組織や活動において、なるべく大勢の人を巻き込み、みんなが楽しく関わられるよう工夫して、継続的な活動推進していくことが望まれる。

2 活動プログラムの推進

それぞれの地区で実施している活動においては、地区祭りや体育祭などの定番プログラムの充実、近年の社会課題である福祉・環境などに対応する活動を展開していくことが望まれる。また一方で社会変化のなかで沈滞傾向の活動への対処が求められている。

（1）定番プログラムの実施

多くの地区で実施されている祭り、運動会、文化祭など地区の定番プログラムについて、より充実し、より大きな成果を上げていきたい。

① 全員参加の楽しい地区祭り

- ・それぞれの地区で実施されている地区祭りは、参加して楽しい催しとして結構盛り上がってきており、継続したい。
- ・準備・運営は大変だが、開催場所の確保、踊りや神輿など目玉プログラムの充実、人よせ企画の継続、高齢者・子ども向けの内容強化などにより、さらに充実していきたい。

② 一体感をもてる体育祭

- ・体育祭は大勢が参加し、多くの地区で重要なプログラムになっており継続したい。
- ・今後は、参加し易い日程の設定、競技プログラムとゲームプログラムのバランス、踊りの導入、年齢に応じたメニューの用意、防犯やエコの活動との関連づけ、事前のPRなどに配慮し、さらに盛り上げたい。

③ 団体交流に寄与する文化祭

- ・文化祭は、その準備期間をも含め参加団体相互の交流に大いに役立っており、充実したい。
- ・今後は、各団体の活動内容のPR、バザーやフリーマーケット等の充実、伝統行事のとりこみなどを含めて、内容を豊かにしていきたい。

④ 一丸で取り組むイベント等の実施

- ・それぞれの地区特性を生かし、参加団体が一丸となって取り組むイベント、参加する地区住民も楽しく一体感・帰属感をもてるイベントを実施していきたい。

（2）社会課題に対応した活動の推進

近年の社会変化に対応するなど地域社会の問題・課題への対処が望まれる。とりわけ下記の基本課題については各地区の地域性をふまえ、それぞれに取組が望まれる。

① 地域ケアを充実する〈福祉・見守り・健康〉

- ・高齢化、少子化が急速に進行しており、各地区での対処が必要である。
- ・高齢者にかかる見守りや声かけ活動の推進、歩け歩け運動など健康や食に関する活動への取組み、3世代交流プログラムの充実を推進する。
- ・また、幼児・児童に対しては、あいさつ運動、小学校との連携によるケアなどを充実する。

② 安全を守る活動を進める〈防犯・防災〉

- ・地震防災や犯罪防止の対策を重視する必要がある。
- ・実際に役立つ、かつ参加しやすい防災訓練を実施したい。
- ・子ども達をまもる防犯活動の充実などを強力に推進したい。

③地域の特性や文化を守り創出する（地域資源活用・地域文化）

- ・地域の自然や伝統文化などを活かし、地域ならではの活動を推進することが望まれる。
- ・このため地域の自然資源や名勝旧跡、地域文化などを活かした活動の推進や、地区ならではの生活文化を創出し楽しむことを進める。

④ごみ対策など近隣環境管理を進める（ごみ対策・美化等・エコ）

- ・ゴミ出しルールの遵守や、集積管理などゴミ対策の充実が必要である。
- ・この意識向上のため、象徴的なイベントや情報交流機会の充実などが必要とされる。
- ・その他フン害対策、エコ対策などへの取り組みも課題である。

（3）社会変化に伴う課題

地区で行われる各種活動において、社会状況の変化から問題が生じており対処が必要とされる。例えば、参加者の減少防止、活動のマンネリ化防止、地区全体での活動内容の適正化などである。

①参加者の減少への対処

- ・活動の衰退防止には、マンション居住者など新住民や、若者層の参加促進が鍵となる。
- ・新住民については、祭りなどで参加しやすいプログラムを用意することなどが望ましい。
- ・子ども向けのプログラムを充実し、親も含めた参加を促す内容とすることが良い。
- ・活動によっては高齢者の参加しやすい内容とすること、3世代交流になる内容をとり入れることなどが望ましい。
- ・また抽選会・金券配布等の人寄せ企画を含めることなどが有効である。

②活動のマンネリ化への対処

- ・役員の固定化などにより活動がマンネリ化していることが懸念される。
- ・活動企画について話し合いの場を設けるなど新たな工夫を取り込む方法を考える必要がある。

③地区全体での活動内容の適正化

- ・地区全体として行事の重複とか活動が手薄などの状況が生じている。
- ・活動団体相互の連絡・情報交換を密にし、地区全体として、過剰な行事の見直し、重複の整理、より有効な活動の展開などを図るべきである。

3 地区活動の組織体制

（1）まちづくり推進会議（会）

地区のまちづくり推進の主な組織であるまちづくり推進会議（会）をより有効に機能させるため、地区における位置づけの明確化や連合町内会との役割分担や連携が不可欠である。

①基本的な役割・位置づけの明確化

- ・まちづくり推進会議（会）の役割は、地区内における各種団体の活動の相互調整をすること、地区内のまちづくりの主なプロジェクトを実施することの2種類がある。
- ・それぞれの地区の特性にあわせ、この2種の機能のどちらかを選択するのか、あるいはその両方を備えるのかなど、基本的性格を明らかにする必要がある。

②連合町内会との役割分担連携が課題

- ・また同時に地区の連合町内会など主だった組織団体との機能分担・連携も考慮し、地区内で適切に機能するよう整える必要がある。

（2）町内会（区）・町内会連合会

連合町内会は、上記まちづくり推進会議（会）と調整をとり、地区内での役割を明確化する。

また活動の実施について、各種テーマ型団体等との連携のもとに地区活動の推進体制の要として役割を果たしていくことが望まれる。

単位町内会においては、役員のみならず手不足が大きな障害となっていることから、適切な選出方法を工夫することが求められる。同時に役員の任期・人数・役割分担の適正化が必要とされる。

① 役員選出の方法適正化

- ・ 町内会役員について、特に会長については選考委員会方式、選挙方式または推薦方式などにより、適切な人選がなされるような選出方式としていきたい。
- ・ 全体に高齢化が進むなかで、女性や若い人の参画を期することも重要である。

② 役員構成・役割分担の見直し

- ・ 組織については、全体に高齢化が進む中で、新たな方法を工夫することが不可欠となっている。
- ・ 具体的には、会長職の過重負担の軽減が特に重要である。
- ・ このため、副会長などへの職務の分散、円滑な引き継ぎや研修実施、日常業務の合理化・軽減、報酬・企業休暇などによる支援などにより、会長職が適切に受け継がれるための配慮が不可欠である。
- ・ あるいは、OBの登用、臨時的・緊急的の地域課題に対しての実施体制用意など、役員体制の充実も必要である。
- ・ また役員の任期は、例えば2年間で副1年・正1年とし、次期役員が担当する役割を理解したうえで実施することができる体制とすることが望ましい。

(3) 生涯学習推進会等

本市の特長である地区別の生涯学習推進体制を活かし、生涯学習先進都市としての実をあげたい。しかし一部では活動の停滞やマンネリ化が生じている。他の組織との連携をふまえ、組織や活動の内容の見直しや柔軟な運営が必要とされている。

① 体制の見直しによる活性化

- ・ 地区内における生涯学習推進会の位置づけを明確化すべきである。地区の特性に応じた基本的役割※1や組織的性格※2を明確化すべきである。
- ・ そのうえで、役員への若年層の参加促進を図り、活動内容に応じ会費の増額を図る、連合町内会との役割分担と活動調整を明確化する、などを行う必要がある。

※1 基本的役割：例えば、新たな暮らしの課題に取り組む学習組織なのか、文化趣味活動などの活動促進組織なのか、文化祭等の特定行事の実施組織なのか、など

※2 組織的性格：地区内の活動グループの集合・調整団体なのか、個人が参加する組織なのか、あるいは、町内会から選出された委員による組織なのか、など

② その他の組織の活性化

- ・ その他、一部の団体で活動停滞が課題となっている。地区特性にあわせ、活動の絞り込み等による活性化を図る

(4) 地区全体の組織体制

各地区において、地区内の活動組織の役割分担と連携が極めて重要である。この調整の仕組みを整え、地区の活動が体系的・効果的に、かつ円滑に実施されることが望まれる。

① 役割分担・連携

- ・ 各団体の活動の重複を調整し、適切な役割分担を行い、全体として適切な連携のもとに活動を効果的に実施していくことが望まれる。
- ・ 各地区の特性にあわせ、各組織の性格や位置づけの再確認、役員の適度な重複、定期的な連絡調整会議の開催、活動実施にかかる協力体制の担保、活動計画策定による新規課題への対処やその役割分担の明確化などが必要とされる。
- ・ 特に連合町内会とまちづくり推進会議（会）の関係として、どちらが全体調整をおこなったほうが適切か、それぞれの地区におけるこれまでの経過や今後の地区のありかたをふまえ、適切な議論が必要である。

② 情報交換・交流

- ・ 上記を進めるため、日常的に、地区内の活動組織や活動内容に関する情報の共有化、活動団体の相互の情報交換が不可欠である。
- ・ これを意図的に進めるプログラムを実施することが必要である。

4 活動の支援方策

(1) 新たな担い手の創出

地域社会の高齢化が進展しており、活動を担う体制の充実について、これまで以上に意図的に取り組む必要がある。

①若い人の関わりを触発

- ・それぞれの地区の活動において、子どもから青年層あるいはヤングファミリー層の参加を図ることが重要である。
- ・子どもに関しては、小中学校や同PTAとの関わりを重視し、各種の活動への参加を図ること、共催で実施することなどを進めたい。また子どもに係る活動の企画への参加を図ることが効果的である。
- ・地区内の高校生や青年には、役割分担を明確にし個別に参加依頼をすることなど、積極的な声掛けを行う必要がある。またスポーツなど若者が関心をもち参加しやすいプログラムを用意すること、活動時間を夜間に設定するなど重要である。

②女性の参画の推進

- ・地区レベルの活動においては、まだまだ男女共同参画が進んでいない状況である。
- ・町内会・自治会をはじめ地区の活動推進において、積極的に女性の登用を図りたい。
- ・女性の参加を可能とするためには、家族や周囲の理解も不可欠である。当面各種組織で女性役員を増やすことを進めたい。

③役員研修

- ・各種活動組織で新任の役員に対する研修が大切である。
- ・町内会（区）、まちづくり推進会議（会）、生涯学習推進会などにおいて、地区活動全体の概要、当該活動の意義・内容、各種活動の実施方法、留意事項など、適切な研修を行うことが効果的である。
- ・活動に関わる当初に、地区活動のOBや関係行政職員などを講師とするなどにより適切な機会を設けることが望ましい。

④OB・企業・NPOとの連携

- ・地区活動の支援体制として、役員OBの応援を得ること、地区内の商店・事業所あるいは地区外の関連企業の協力を得ること、さらには活動テーマに関連するNPOとの連携を図ることなどを推進したい。

⑤マンション等住民の参加

- ・地区内に立地するマンションやアパート居住者は、一般に地区との関わりが薄く、その参画が懸案事項となっている。
- ・転入当初、不動産仲介業者の協力を得て、町内会・自治会への加入促進を図ること、あるいはその後の各種活動への参加を働きかけることなどが有効である。

(2) 活動基盤の充実

地区の活動を円滑に推進し、またより充実していくため、活動を実施する基盤を整えることが必要となる。財源、マニュアル、PR、まちづくりセンターなど、現在の仕組みをいかし、さらに充実することが求められている。

①財源基盤の強化

- ・各種活動組織でその活動の財源を適切に確保することが重要である。
- ・自主財源として会費以外の収入を確保すること、会費徴収方法をなるべく簡潔にすることなどが求められる。
- ・また行政からの補助金を一元化することが望ましい。

②活動のマニュアルが必要

- ・地区住民が地区活動に係わる際、まったく白紙の状態から始まることも多い。その際マニュアルや、地区活動ファイルがあることが望ましい。
- ・活動の内容や実施方法がマニュアル化されていること、あるいは関連する情報・資料のファイルが存在し引き継がれていることが、活動の円滑な継承に多大な効果を発揮する。

③PRの手段の充実

- ・地区活動の内容や意義効果を、地区住民にアピールすることが重要である。
- ・各種行事をポスターや掲示板・ホームページなどにより大勢の住民に伝えること、キャラクターを創りアピールすることなどを推進したい。

④まちづくりセンターの機能向上

- ・地区と行政のコミュニケーションのパイプ役として、より機能を高めるとともに、さらに地区の暮らしを支える活動の拠点として、あるいはまちづくり専門職員の配置などによる地区活動の相談指導体制の強化を図りたい。
- ・また建物としての地区センターは、活動のための作業スペースを充実するなど、地区住民がさらに利用しやすい施設としていく必要がある。

⑤その他の支援措置

- ・行政からの配布物の量や配布スケジュールなどに、一定のルールを設けることを望む。
- ・地区活動にかかる補助金の増額、各分野の補助金の一元化を図ることが望ましい。
- ・各地区でまちづくりビジョン（計画）を創ること等を推進したい。

富士市まちづくり活動活性化懇話会委員名簿

	役職	氏名	所属	区分
1	会長	大杉 覚	首都大学東京 大学院教授	有識者
2	副会長	伊藤 光造	(株)地域まちづくり研究所 主宰	有識者
3	委員	杉山 由隆	富士市町内会連合会 会長	関係団体
4	委員	山田 榮一	富士市生涯学習推進会連合会 会長	関係団体
5	委員	栗田 洋子	富士市民生委員児童委員協議会 副会長	関係団体
6	委員	小澤美砂子	富士市子ども会世話人連絡協議会 副会長兼事務局長	関係団体
7	委員	芝田 宗和	富士市青年会議所 副理事長	関係団体
8	委員	山崎 裕敏	富士市NPO協議会 理事	関係団体
9	委員	山本 ゆり	市民	市民公募
10	委員	竹村 健二	市民	市民公募

オブザーバー	藁科 靖	富士市市民部長	行政
--------	------	---------	----

富士市まちづくり活動活性化懇話会審議経過

回	日 時	場 所	内 容
第 1 回	平成23年 1 月25日(火) 13:00～	富士市庁舎 9 階 第 2 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 会長、副会長選出 ・ 富士市まちづくり活動推進計画の策定について ・ 富士市のまちづくり活動の現状と課題について
第 2 回	平成23年 3 月16日(水) 13:30～	富士市庁舎10階 全員協議会室	※東日本大震災、静岡県東部地震の影響を考慮し延期
第 2 回	平成23年 5 月31日(火) 13:30～	富士市庁舎10階 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議内容の公開について ・ 富士市まちづくり活動推進計画（素案）について
第 3 回	平成23年 7 月26日(火) 13:30～	富士駅南まちづ くりセンター 小木の里ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士市まちづくり活動推進計画（素案）について <ul style="list-style-type: none"> <前回からの修正点> <追加> ・ 富士市まちづくり活動推進計画策定スケジュール
第 4 回	平成23年 8 月26日(金) 13:30～	富士市庁舎 9 階 第 2 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士市まちづくり活動推進計画（素案）について <ul style="list-style-type: none"> <前回からの修正点> <追加> ・ 富士市まちづくり活動推進計画策定スケジュール
第 5 回	平成23年10月12日(水) 13:30～	富士市庁舎 8 階 政策会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士市まちづくり活動推進計画（素案）について <ul style="list-style-type: none"> <前回からの修正点> <追加> <章立ての変更> ・ 富士市まちづくり活動推進計画策定スケジュール
第 6 回	平成23年11月10日(木) 15:00～	富士市庁舎 9 階 第 2 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士市まちづくり活動推進計画（素案）について ・ 富士市まちづくり活動推進計画策定スケジュール
第 7 回	平成24年 1 月30日(月) 15:00～	富士市庁舎 8 階 政策会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士市まちづくり活動推進計画（パブリックコメント案）について ・ パブリックコメント制度による意見募集の結果について（案） ・ コラムの追加について

富士市まちづくり活動活性化懇話会設置要領

(設置)

第1条 富士市まちづくり活動推進計画の策定にあたって、富士市における地区住民主体のまちづくり活動のあり方と、その活性化に向けた方策について検討するため、まちづくり活動活性化懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、提言を行うものとする。

- (1) 地区住民と行政の協働のあり方に関する事
- (2) 地区団体のあり方及び制度的位置付けに関する事
- (3) 補助金等の地区団体のまちづくり活動への支援策に関する事
- (4) まちづくり活動を担うひとづくりに関する事
- (5) まちづくり活動の場に関する事
- (6) その他まちづくり活動の活性化のために必要な事項に関する事

(構成)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 市内に居住する者で、公募により選考された者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民部まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

富士市まちづくり活動推進計画庁内検討委員会 名簿

委員長	市民部長	藁科 靖
副委員長	まちづくり課長	佐野 克芳

庁内検討委員会委員（課長）			ワーキンググループ構成員	
部名	課名	氏名	職名	氏名
総務部	企画課	加納 孝則	主幹	芹澤 広樹（H22） 秋山 千賀子（H23）
	行政経営課	佐野 雄二	主査	篠原 麻左志
	防災危機管理課	山本 賢一	統括主幹	栢森 孝幸（H22） 笠井 洋一郎（H23）
財政部	財政課	山田 充彦（H22） 森田 正郁（H23）	主査	宇佐美 雄二（H22） 後藤 史彦（H23）
市民部	市民協働課	森田 幸恵	主幹	吉崎 春宏
	市民安全課	町田 昌行	市民相談担当主幹	川西 英規
	男女共同参画課	神尾 裕子（H22） 青柳 恭子（H23）	統括主幹	芦川 恒男
福祉部	福祉総務課	望月 義通	福祉政策担当調整主幹	川島 健悟
	子育て支援課	渡辺 敏朗（H22） 渡辺 長夫（H23）	子育て支援担当上席主事	小泉 幸紀
保健部	保健医療課	大村 雅人	保健総務担当主幹 食育推進室長	中村 敏久（H22） 浦田 勝広（H23）
	健康対策課	伊藤 正廣（H22） 高井 洋明（H23）	成人保健担当主査	釜田 直美
環境部	環境総務課	渡邊 政行（H22） 小笠原 智（H23）	環境衛生担当統括主幹	櫻井 務
	廃棄物対策課	渡邊 眞己人（H22） 稲葉 慎一（H23）	計画推進担当主幹	鈴木 徹
都市整備部	みどりの課	榊原 厚	公園整備担当主幹	深澤 義典
建設部	建設総務課	井出 雅元	管理担当調整主幹	渡辺 一彦
	河川課	渡辺 博明	管理担当主幹	鈴木 茂之
消防本部	消防本部管理課	中川 勇（H22）	管理担当参事補兼主幹	栗田 仁（H22）
	消防総務課	後藤 義明（H23）	総務担当参事補兼主幹	清 勇夫（H23）
教育委員会	教育総務課	池田 和明	教育政策担当主幹	久保田 伸彦
	社会教育課	本多 良治	参事補兼主幹 統括主幹	武内 清高（H22） 有川 一博（H23）
	文化振興課	友野 貴正（H22） 渡井 義彦（H23）	文化担当主幹	遠藤 史昭
	スポーツ振興課	外山 直通	統括主幹	高井 洋明（H22） 高田 勝（H23）

（H22事務局）

まちづくり課	調整主幹	金森 映夫	吉原まちづくりセンター長	小林 浩幸
	主幹	仲亀 史和	吉永北まちづくりセンター長	渡辺 明芳
	主幹	本多 直人	富士駅北まちづくりセンター長	植松 良夫
	主査	高井 和孝		

（H23事務局）

まちづくり課	コミュニティ活動推進担当調整主幹	金森 映夫	吉原まちづくりセンター長	小林 浩幸
	コミュニティ活動推進担当主幹	本多 直人	富士川まちづくりセンター長	飯山 裕彦
	コミュニティ活動推進担当上席主事	鈴木 剛	富士見台まちづくりセンター長	工藤 博史
	まちづくりセンター施設担当主幹	仲亀 史和		
	まちづくりセンター施設担当主査	高井 和孝		

富士市まちづくり活動推進計画庁内検討委員会検討経過

検討委	WG	名称	日 時	場 所	内 容
第1回	第1回	庁内検討委員会 ワーキング グループ 合同会議	平成22年7月5日(月) 10:00～	市庁舎10階 全員協議会室	・まちづくり活動推進計画について ・まちづくり活動推進計画策定の手順 ・計画策定に係る調査票の作成について
	第2回	ワーキング会議	平成22年11月15日(月) 9:30～	消防防災庁舎 5階第1会議室	・世論調査・まちづくり活動実態調査の結果 ・まちづくり活動推進計画の内容(骨子案) ・まちづくり活動推進計画に係る調査の結果 ・まちづくり活動推進計画に係るヒアリング日程
		計画策定に係る関係課へのヒアリング	平成22年12月8日(水) 12月9日(木) 12月10日(金) 12月13日(月)	市庁舎8階 第3会議室	・各課が所管する地区団体、補助金等に関するヒアリング
	第3回	ワーキング会議	平成22年12月22日(水) 10:00～	消防防災庁舎 5階第1会議室	・「市民ワークショップ」の結果報告 ・まちづくり活動推進計画の内容(骨子案) ・まちづくり活動推進計画策定に関する各課ヒアリングの結果
第2回	第4回	庁内検討委員会 ワーキング合同 会議	平成23年5月24日(火) 14:00～	市庁舎10階 全員協議会室	・まちづくり活動推進計画の内容(骨子案)について ・まちづくり活動推進計画(素案)について ・各課所管の地区団体の方向性について
	第5回	ワーキング会議	平成23年7月20日(水) 9:30～	消防防災庁舎 5階第1会議室	・富士市まちづくり活動推進計画(素案)について ・富士市まちづくり活動推進計画策定スケジュール
	第6回	ワーキング会議	平成23年8月25日(木) 9:30～	消防防災庁舎 5階第1会議室	・富士市まちづくり活動推進計画(素案)について
	第7回	ワーキング会議	平成23年10月7日(金) 14:00～	市庁舎6階 第1・2会議室	・富士市まちづくり活動推進計画(素案)について
第3回		庁内検討委員会	平成23年11月2日(水) 9:30～	消防防災庁舎 5階第1会議室	・富士市まちづくり活動推進計画(素案)について

※検討委：庁内検討委員会 WG：ワーキンググループ

まちづくり活動推進計画庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 地区住民主体によるまちづくり活動の活性化を目指して策定する、まちづくり活動推進計画(以下「推進計画」という。)の内容について検討するため、まちづくり活動推進計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査し、及び検討するものとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 地区住民と行政の協働のあり方に関すること。
- (3) 地区団体及び行政の支援策の現状及び課題の整理に関すること。
- (4) 地区団体のあり方及び制度的位置付けに関すること。
- (5) 補助金、委託料等の行政の支援策のあり方に関すること。
- (6) その他まちづくり活動の活性化のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は市民部長、副委員長は市民部まちづくり課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営等)

第4条 委員長は、委員会を総括し、必要に応じ委員会を開催する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じ、次条のワーキンググループの構成員を委員会に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 第2条に掲げる所掌事項に関して必要な作業を行うため、委員会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループのリーダーはまちづくり課長とし、サブリーダーはまちづくり課調整主幹をもって充てる。
- 3 ワーキンググループの構成員は、前項に掲げる者のほか、別表第2に掲げる所属の調整主幹、統括主幹又は主幹の職にある者1名をもって充てる。

4 ワーキンググループには、必要に応じて部会を置くことができる。

5 ワーキンググループのリーダーは、検討の結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会及びワーキンググループの庶務は、市民部まちづくり課で処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月5日から施行する。

別表第1

総務部 企画課長
総務部 行政経営課長
総務部 防災危機管理課長
財政部 財政課長
市民部 市民協働課長
市民部 市民安全課長
市民部 男女共同参画課長
福祉部 福祉総務課長
福祉部 子育て支援課長
保健部 保健医療課長
保健部 健康対策課長
環境部 環境総務課長
環境部 廃棄物対策課長
建設部 建設総務課長
建設部 河川課長
都市整備部 みどりの課長
教育委員会 教育総務課長
教育委員会 社会教育課長
教育委員会 文化振興課長

教育委員会	社会教育課長
教育委員会	文化振興課長
教育委員会	スポーツ振興課長
消防本部	管理課長(消防総務課長H23より)

別表第 2

総務部	企画課
総務部	行政経営課
総務部	防災危機管理課
財政部	財政課
市民部	市民協働課
市民部	市民安全課
市民部	男女共同参画課
福祉部	福祉総務課
福祉部	子育て支援課
保健部	保健医療課
保健部	健康対策課
環境部	環境総務課
環境部	廃棄物対策課
建設部	建設総務課
建設部	河川課
都市整備部	みどりの課
教育委員会	教育総務課
教育委員会	社会教育課
教育委員会	文化振興課
教育委員会	スポーツ振興課
消防本部	管理課(消防総務課H23より)